

令和 3 年度

# 社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

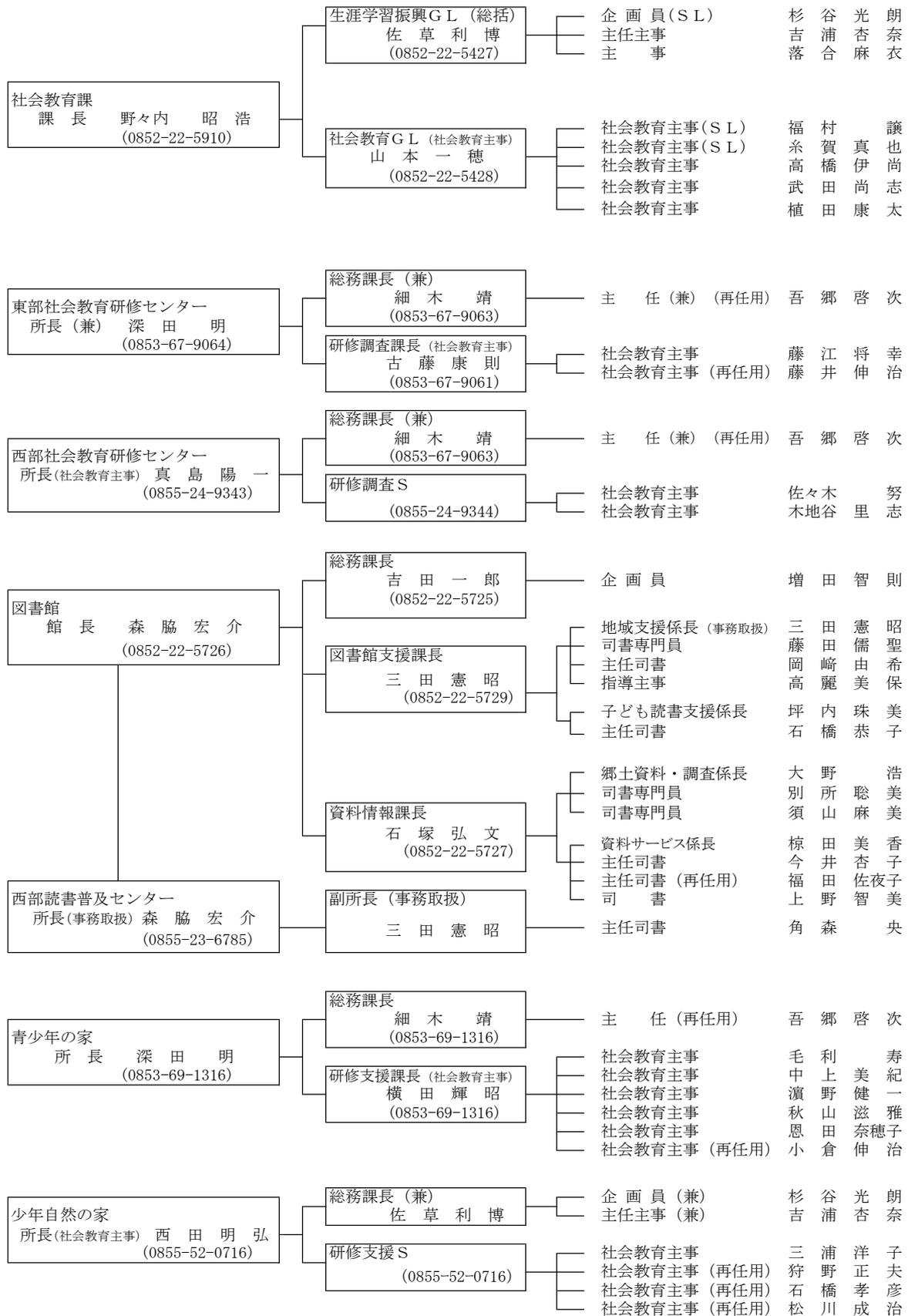
# 令和3年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I	組織及び施策体系	
1	社会教育行政関係組織等一覧	1
2	社会教育行政の施策体系図(島根創生計画)	3
3	しまね教育魅力化ビジョン	5
II	事業概要	
1	令和3年度当初予算額一覧表	7
2	主要事業の概要	8
	(1) 学校と地域の協働による人づくり	
	1) ふるさと教育推進事業	8
	2) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業	11
	(2) 地域を担う人づくり	
	1) ふるさと人づくり推進事業	19
	①ふるさと活動モデルづくり事業	21
	②公民館等を核とした人づくり機能強化事業	22
	2) 社会教育士確保・養成事業	24
	(3) 発達の段階に応じた教育の振興	
	1) 子ども読書活動推進事業	26
	(4) 学びに向かう力と人間性を高める教育の振興	
	1) 家庭教育の支援体制整備事業	27
	2) 部活動指導員地域指導者活用支援事業	28
	(5) 社会教育の推進	
	1) 社会教育総合推進事業	29
	(6) 文化芸術の振興	
	1) 青少年文化活動推進事業	30
3	各社会教育施設の事業	31
	1) 社会教育研修センター	31
	2) 県立図書館	32
	3) 青少年の家	33
	4) 少年自然の家	34
III	資料編(目次)	36

# I 組織及び施策体系

## 1 社会教育行政関係組織等一覧

R3.4.1 現在



【凡例】GL: グループリーダー SL: サブリーダー S: スタッフ

<市町村への派遣社会教育主事>

松江教育事務所 所長 片 寄 泰 史	社会教育スタッフ(社会教育主事) 企画幹 池 田 哲 也 (0852-32-5775)	平 賀 謙 一	松江市派遣	0852-55-5324
		山 田 祐 司	松江市派遣	0852-55-5656
		小 西 修 二	安来市派遣	0854-23-3252
出雲教育事務所 所長 大 場 尚 樹	社会教育スタッフ(社会教育主事) 企画幹 大 森 伸 一 (0853-30-5685)	森 脇 淳 志	出雲市派遣	0853-21-6909
		加 藤 泰 寛	出雲市派遣	0853-21-6909
		青 木 浩 平	雲南市派遣	0854-40-1073
		藤 原 枝 理 子	雲南市派遣	0854-40-1073
		石 原 弘 治	奥出雲町派遣	0854-52-2672
		若 槻 慎 也	飯南町派遣	0854-76-3944
浜田教育事務所 所長 伊 津 洋 士	社会教育スタッフ(社会教育主事) 企画幹 山 藤 真 樹 (0855-29-5709)	小 川 豊	浜田市派遣	0855-25-9720
		原 田 千 里	浜田市派遣	0855-25-9720
		岩 谷 和 樹	大田市派遣	0854-83-8125
		石 橋 圭 子	大田市派遣	0854-83-8125
		竹 田 進 吾	川本町派遣	0855-72-0704
		藤 住 亨	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 豊 田 邦 昭	社会教育スタッフ(社会教育主事) 企画幹 澤 江 健 (0856-31-9676)	田 原 俊 輔	益田市派遣	0856-31-0622
		大 峠 直 也	益田市派遣	0856-31-0622
		佐々木 将 光	津和野町派遣	0856-72-1854
		中 村 浩 志	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 吉 田 貴 弘	社会教育スタッフ(社会教育主事) 企画幹 吉 山 明 利 (08512-2-9776)	山 下 裕 次	海士町派遣	08514-2-1221
		廣 江 健 介	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		広 兼 行 夫	知夫村派遣	08514-8-2301
		古 木 真 紀 子	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

関係課の社会教育主事

千 原 由 巳	人権同和教育課 社会人権教育担当	0852-22-6008
仲 西 貴 志	人権同和教育課 社会人権教育担当	0852-22-6008
奥 原 謙 治	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5424

社会教育主事の配置状況

社会教育課	本庁各課	教育事務所	東部社会教育 研修センター	西部社会教育 研修センター	青少年の家	少年自然の家	市町村派遣	計
6	3	5	3	3	7	5	23	55

国の社会教育施設への職員派遣

宅 間 邦 晴	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
中 谷 康 希	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319

2 社会教育行政の施策体系（「島根創生計画」に基づく）

## 人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、  
県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

基本目標	政策	施策	事業名
<p>IV 島根を創る人をふやす</p> <p>～自分たちの生まれ育った地域の価値について子どもの頃から学ぶ活動やUターン・Iターン支援により、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやします～</p>	IV-1	島根を愛する人づくり	
		IV-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり	
			教育魅力化人づくり推進事業
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
		IV-1-(3) 地域を担う人づくり	
			ふるさと人づくり推進事業
		社会教育士確保・養成事業	
<p>VI 心豊かな社会をつくる</p> <p>～教育の充実や、スポーツ・文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かにくらす社会をつくります～</p>	VI-1	教育の充実	
		VI-1-(1) 発達の段階に応じた教育の振興	
			子ども読書活動推進事業
		VI-1-(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進	
			家庭教育の支援体制整備事業
			部活動指導員地域指導者活用支援事業
		VI-1-(6) 社会教育の推進	
			社会教育研修センター事業
			図書館事業
			青少年の家事業
			少年自然の家事業
			社会教育総合推進事業
			VI-2
	VI-2-(2) 文化芸術の振興		
		青少年文化活動推進事業	

## IV-1 島根を愛する人づくり

### IV-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり

島根の子どもたち一人ひとりに、地域の愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

### IV-1-(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、県内に残り、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

## VI-1 教育の充実

### VI-1-(1) 発達の段階に応じた教育の振興

保幼小中高で連携を図りながら、確かな学力を身に付け、豊かな心を育み、自らの未来に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育てます。

### VI-1-(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進

学校・家庭・地域が連携協力し、ふるさとに愛着と誇りを持ち、感性豊かで主体的に学び続ける子どもを育みます。

### VI-1-(6) 社会教育の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で生かすことができるような社会をつくります。

## VI-2 スポーツ・文化芸術の振興

### VI-2-(2) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域をつくります。

# 教育の魅力化

基本  
理念

こんな人を！  
育成したい人間像

こんな力を！  
育成したい力

こんな教育を！  
教育環境の充実

ふるさと島根を学びの原点に  
未来にはばたく  
心豊かな人づくり

## 学力を育む

自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人

学びの支えを築く

基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力

深め広げ豊かにする

自分の考えや意見を構築し、伝える力

人生や社会に生かす

夢や志を形成し、やり遂げようとする力

## 社会力を育む

人とのかかわりやつながりを大切に、新たな社会を創造する人

学びの支えを築く

人々との交流から、自分の世界を広げる力

深め広げ豊かにする

多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力

人生や社会に生かす

相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力

## 人間力を育む

自然や文化を愛し、自他を共に大切にする  
優しく強い人

学びの支えを築く

多様な自然や文化を、知ろうとする力

深め広げ豊かにする

見えにくいことにも気づき、考え行動する力

人生や社会に生かす

人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

## 学校・家庭・地域が基本理念のもとに連携・協働する教育環境

### ■学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育

- ・基礎学力の育成
- ・キャリア教育の推進
- ・幼児教育の推進
- ・読書活動の推進
- ・望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

### ■一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育

- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・道徳教育の推進
- ・人権教育の推進
- ・課題を抱える子どもへの支援
- ・外国人児童生徒等への支援
- ・学び直しや生涯学習の推進

### ■地域や社会・世界に開かれた教育

- ・地域協働体制の構築
- ・ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進
- ・国際理解教育の推進
- ・主権者教育や消費者教育の充実

### ■世代を超えて共に学び、育つ教育

- ・地域を担う人づくり
- ・社会教育における学びの充実
- ・家庭教育支援の推進
- ・図書館サービスの充実
- ・体験活動の充実

### 基盤となる教育環境の整備・充実

- ・教職員の人材育成、学校マネジメントの強化
- ・学びを支える指導体制の充実
- ・地域全体で子どもを育む取組の推進
- ・学校危機管理対策の充実
- ・学校施設の安全確保の推進
- ・文化財の保存・継承と活用
- ・私立学校への支援

教育の魅力化の実績を生かした  
地域との連携による教育の推進

地域社会

誰もが安心して学び、共に挑戦できる魅力ある島根

弘云教育“魂”

## II 事業概要

### 1 令和3年度 当初予算額一覧表

(単位:千円)

事業名	R2	R3	増減	備考
1 学校と地域の協働による人づくり	72,736	75,864	3,128	
(1) ふるさと教育推進事業	[ 35,957 ]	[ 26,985 ]	[ ▲ 8,972 ]	R2年度より教育魅力 化人づくり推進事業 [教育指導課]へ再編
(2) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業	72,736	75,864	3,128	
2 地域を担う人づくり	23,669	23,134	▲ 535	
(1) ふるさと人づくり推進事業	17,739	17,190	▲ 549	
(2) 社会教育士確保・養成事業	5,930	5,944	14	
3 発達の段階に応じた教育の振興	4,033	4,165	132	
(1) 子ども読書活動推進事業	4,033	4,165	132	
4 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進	5,400	5,900	500	
(1) 家庭教育の支援体制整備事業	5,400	5,900	500	
(2) 部活動指導員地域指導者活用支援事業	[ 17,357 ]	[ 17,357 ]	[ 0 ]	地域人材を活用した 指導力等向上事業 [学校企画課]へ再編
5 社会教育の推進	310,964	312,238	1,274	
(1) 社会教育研修センター事業	13,030	13,331	301	
(2) 図書館事業	123,403	122,267	▲ 1,136	
(3) 青少年の家事業	102,946	104,649	1,703	
(4) 少年自然の家事業	70,915	71,371	456	
(5) 社会教育総合推進事業	670	620	▲ 50	
6 文化芸術の振興	8,818	8,676	▲ 142	
(1) 青少年文化活動推進事業	8,818	8,676	▲ 142	
行政事務費	11,008	10,649	▲ 359	
合計	436,628	440,626	3,998	

## 2 主要事業の概要

事業名	ふるさと教育推進事業						
事業目的	<p>県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活用し、9年間を通した系統的・発展的な教育活動を行うことで、子どもたちの地域への愛着・誇り、貢献意欲、学びに向かう力等を高めるための市町村の取組に対し支援する。また、地域で行う「ふるさと教育」に係る取組に対し支援する。</p>						
事業概要(内容)	<p><b>1 ふるさと教育が目指すもの</b></p> <p>島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、ふるさと島根を学びの原点にもち、島根の未来を創る人を育てていく必要がある。</p> <p>そこで、地域においては、大人がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。さらには、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働して学び合うことにより、地域を支える担い手の一人であることを住民自身が実感し、地域貢献意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに活かしていく。</p> <p>学校においては、地域の教育資源を活かした各教科等の学習や、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験、地域課題解決型学習等を通じて、子どもたちに自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために求められる資質・能力を育む。</p> <p>また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・家庭・地域をはじめ、教育に関わる全ての人々が相互理解の上に緊密に連携し、一体となって取り組む。</p> <p><b>2 ふるさと教育の定義</b></p> <p>地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動</p> <p><b>3 具体的な事業</b></p> <p>(1) 市町村や学校の「ふるさと教育」の取組を支援</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>市町村:ふるさと教育を進めるための体制の充実を図る。</p> <p>学 校:各教科等の学びにおいて、地域の教育資源を有効に活用することで、ふるさとへの愛着や誇り、地域に貢献しようとする意欲や態度、「学びに向かう力、人間性等」や「思考力、判断力、表現力等」を育む。</p> <p><b>【重点取組項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした多様な教育活動の展開</li> <li>○ふるさと教育全体計画の見直しや、それに基づく各教科等の指導計画の作成、授業改善</li> <li>○地域資源の再整理と効果的活用方法についての教職員研修</li> <li>○小中学生と高校生との対話や合同成果発表を通じた学び合い</li> <li>○学校での学びと地域での実践の好循環を生む活動</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【以下を算出基礎とし、市町村に交付】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">・市町村の取組推進に係る経費</td> <td style="text-align: right;">60千円</td> </tr> <tr> <td>・中学校区支援体制整備に係る経費</td> <td style="text-align: right;">中学校区数×25千円</td> </tr> <tr> <td>・学校の取組推進に係る経費</td> <td style="text-align: right;">小中学校数×70千円</td> </tr> </table> </div> <p>(2) 「ふるさと教育」に関する研修等の実施</p> <p>教職員を対象に各教育事務所管内において研修を実施。ふるさと教育の目的や目指す方向性等について理解を深め、各校や地域での実践の充実を図る。</p> <p>(3) 特色ある事例や地域資源の活用方法等の情報提供</p> <p>HPを活用し授業等で活用できる地域資源や特色ある取組を紹介する。</p> <p>(4) 企業や団体等による学校支援</p> <p>学校が企業等と連携したふるさと教育等を実施する際に活用できる、連携可能な企業等一覧を県ホームページ上に掲載。令和3年3月現在、305社・団体が登録。</p>	・市町村の取組推進に係る経費	60千円	・中学校区支援体制整備に係る経費	中学校区数×25千円	・学校の取組推進に係る経費	小中学校数×70千円
・市町村の取組推進に係る経費	60千円						
・中学校区支援体制整備に係る経費	中学校区数×25千円						
・学校の取組推進に係る経費	小中学校数×70千円						

# ふるさと教育

しまね教育魅力化ビジョン

ふるさとと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり

自ら課題を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人

人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人

自然や文化を愛し、自他と共に大切にすべく強く強い人

ふるさとへの愛着や誇りを持ち  
島根の未来を創る人

自分の未来に 向かう

教職員や  
コーナー等  
を対象とし  
た研修

地域資源  
の収集・資  
料作成

異校種が  
相互に学  
び合う活  
動

地域と共に 未来を描く

地域のために行動・実践する

地域について知る・伝える

実行力

貢献意欲

愛着・誇り

確かな学力の育成

各教科・  
外国語活動  
総合的な  
学習の時間  
特別活動・  
道徳科

指導主事  
と社会教  
育主事の  
連携によ  
る支援

授業で活  
用できる  
地域資源  
の発信

教職員等  
を対象と  
した研修

地域の中で 体験する・浸かる

身近な地域での体験活動、行事への参加など

## 学校・家庭・地域の連携・協働による「ふるさと教育」推進

### ふるさと教育の定義

地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動

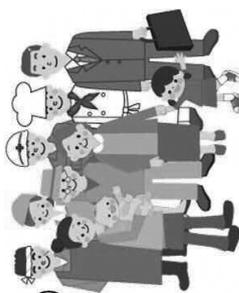
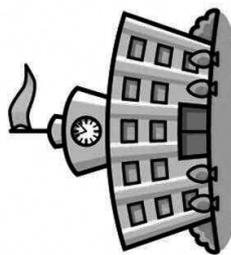
### 【市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援】

- ◎市町村に交付金を交付
- ◎事例収集や地域資源の活用方法の周知
- ◎リーフレットや動画などの啓発資料の作成
- ◎教職員やコーディネーター等を対象とした研修の実施
- ◎県の機関・施設を持つ人材等の情報提供
- ◎学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供

### 市町村

### 【「ふるさと教育」を進めるための体制づくり】

- ◎ネットワーク会議等を開催し、ふるさと教育推進計画を策定
- ◎学校や地域の取組に対する指導・助言(指導主事と社会教育主事の連携強化)
- ◎地域資源の再整理と効果的活用方法についての教職員研修を実施
- ◎校種の枠を超え、互いに学び合う活動の創出



### 連携

### 学校

### 【確かな学力へのつながりを意識した指導の充実】

- ◎地域のひと・もの・ことを活用した多様な教育活動を展開
- ◎明確なねらいをもった「ふるさと教育」の展開
- ◎就学前から高等学校までのつながりを意識した系統性・発展性のある「ふるさと教育」の展開
- ◎中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」の作成等による情報共有
- ◎ふるさと教育の充実を図るため「キャリア・パスポート」を活用

### 地域等

### 【「ふるさと教育」を通じた地域づくりを担う人づくりのための社会教育事業の展開】

- ◎中学校区における公民館等のネットワーク化
- ◎コーディネート機能の充実と支援者同士のネットワーク強化
- ◎ふるさと教育に係る活動に参画する地域住民等の発掘・育成
- ◎学校での学びと地域での実践の好循環を生む活動の展開
- ◎企業や団体等による学校支援
- ◎支援企業・団体等連携した取組の推進

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
事業目的	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、学校・家庭・地域が、連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進する。
事業概要 (内容)	<p><b>① 市町村支援事業</b>      <b>実施主体:市町村</b>      <b>負担割合:国 1/3 県 1/3 市町村 1/3</b></p> <p>市町村が実施する学校支援・放課後支援・地域未来塾等の学習支援・家庭教育支援等に対し支援を行うとともに、地域全体で子どもを育む体制づくりを推進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>○学校支援 授業等における学習補助や部活動の支援、花壇整備、清掃活動、登下校の見守り等の学校に対する多様な協力活動の他、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習等の活動を通じて地域のつながり・絆を深め、地域づくりにつながる取組を支援する。</p> <p>○放課後支援(放課後子ども教室等) 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する活動を支援する。</p> <p>○家庭教育支援 保護者への学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。</p> <p>○地域未来塾による学習支援など 放課後や週末等において、小・中・高校生等を対象に、大学生、元教員、民間教育事業者、NPO等の地域住民の協力やICTの活用等による、地域と学校が連携・協働した学習支援などの取組を支援する。</p> </div> <p>本事業で行う以上の活動の実施に当たっては、「学校における働き方改革」を踏まえたものとし、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)なども参考にすること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>・本事業の実施には、域内の地域学校協働活動の調整を担う地域学校協働活動推進委員または地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーターの配置を要する。</p> </div> <p><b>② 実践活動推進事業</b>      <b>実施主体:県</b>      <b>負担割合:国 1/3 県 2/3</b></p> <p>○結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会 地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方などについて協議を行う。 委員は、各実践者・公民館・PTA・社会教育委員・行政・小中学校長の各代表で構成し、年2回開催する。</p> <p>○コーディネーター研修 地域全体で子どもを育む体制づくりにかかわる市町村担当者や市町村が配置した地域学校協働活動推進員等の養成・資質向上、情報交換・共有を図るための研修を実施する。 ・6月(東部・西部会場)、11月(会場は調整中)の2回開催で検討中 ・内容は講義、実践発表、演習を予定</p>

# 学校・家庭・地域の力を結集！



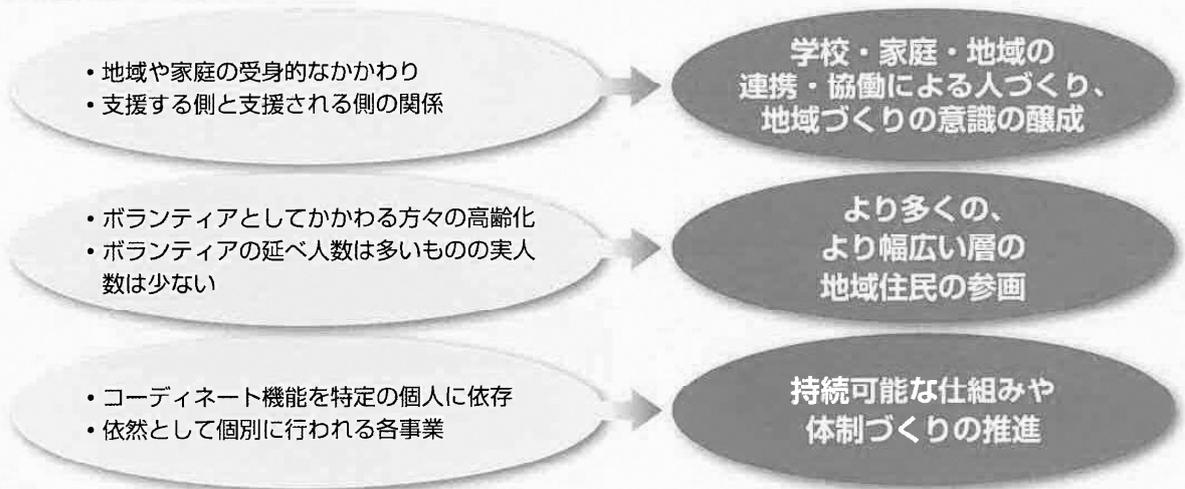
## 1. 島根県では地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めてきました

### ●これまでの成果

- ◇子どもの健やかな成長や地域の活性化
  - ・地域のたくさんの人々が子どもの教育に参画し、子どもの学びや体験活動が充実
  - ・活動に参加する人々にとっての生き甲斐やつながりの場の広がり
- ◇地域の実態に応じた仕組みづくりや取組
  - ・学校区ごとの協議会を立ち上げ、子どもの教育にかかわる様々な活動について話し合う
  - ・複数の事業の合同研修会、合同会議の実施



### ●問題点と今後の課題



## 2. これからの結集！しまねの子育て協働プロジェクト

これまで進めてきた「地域住民が積極的に子どもの教育に関わる環境づくり」をさらに進め、各事業が連携する仕組みづくりや、学校・家庭・地域がめざす子ども像や地域像（目標やビジョン）を共有できる体制づくりを強化し、地域全体の教育力の向上を図ります。



## 3. 今後の仕組みづくりの提案

point 1 支援➔**連携・協働**

point 2 個別の活動➔**総合化・ネットワーク化**

### 結集! 協働本部の設置

学校区ごと等に「協働本部」を設置し、結集!しまねの子育て協働プロジェクトを推進する体制を整えましょう。

### 目標やビジョンの共有

複数の会議を一つにまとめ、様々な活動がめざす子ども像や地域像の共有のもと展開されるようにしましょう。

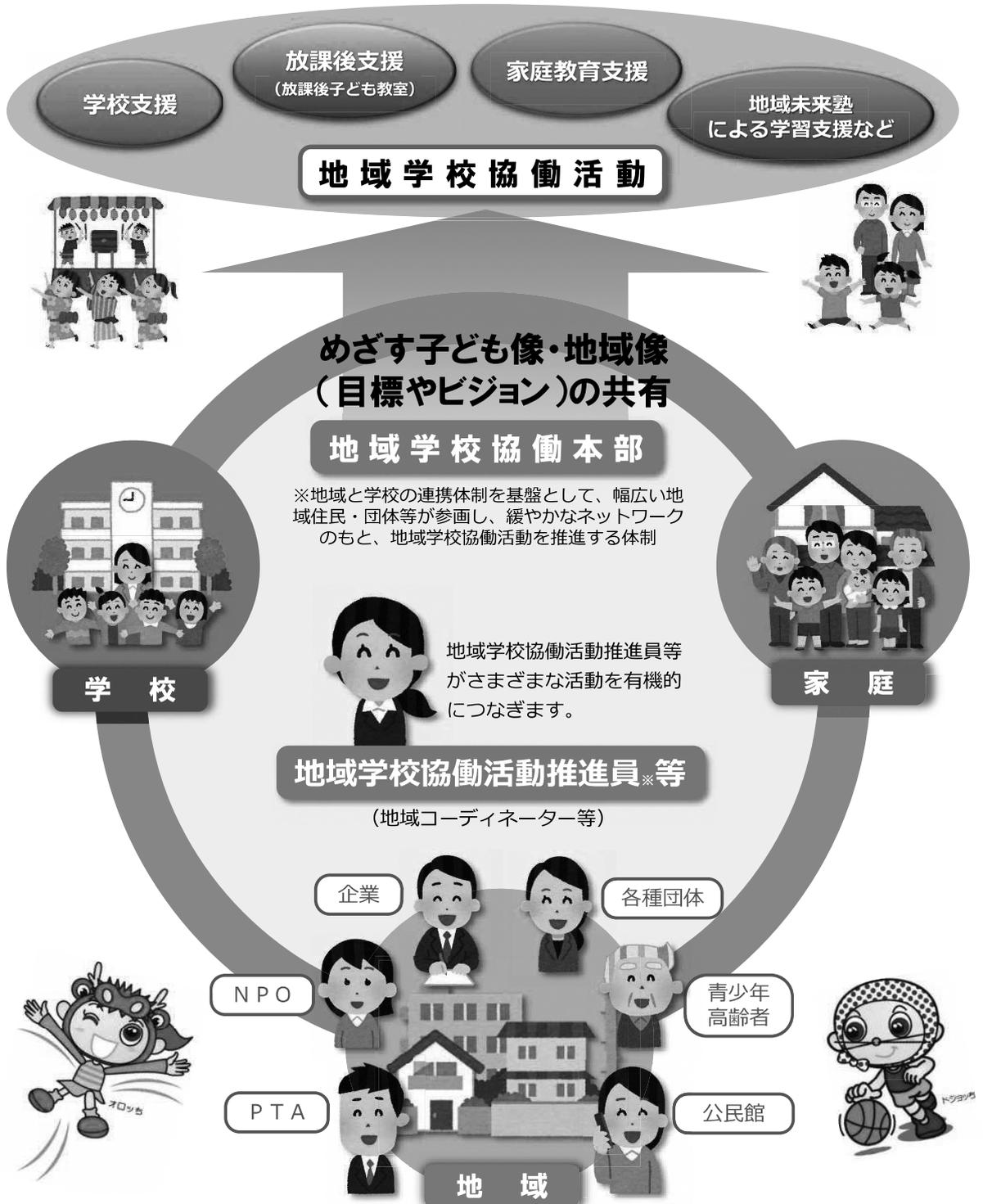
### コーディネート機能の充実

地域学校協働活動推進員等の確保や質の向上、統括的なコーディネート機能をはじめとした相互の連携の促進に努めましょう。



# 結集!しまねの子育て協働プロジェクト

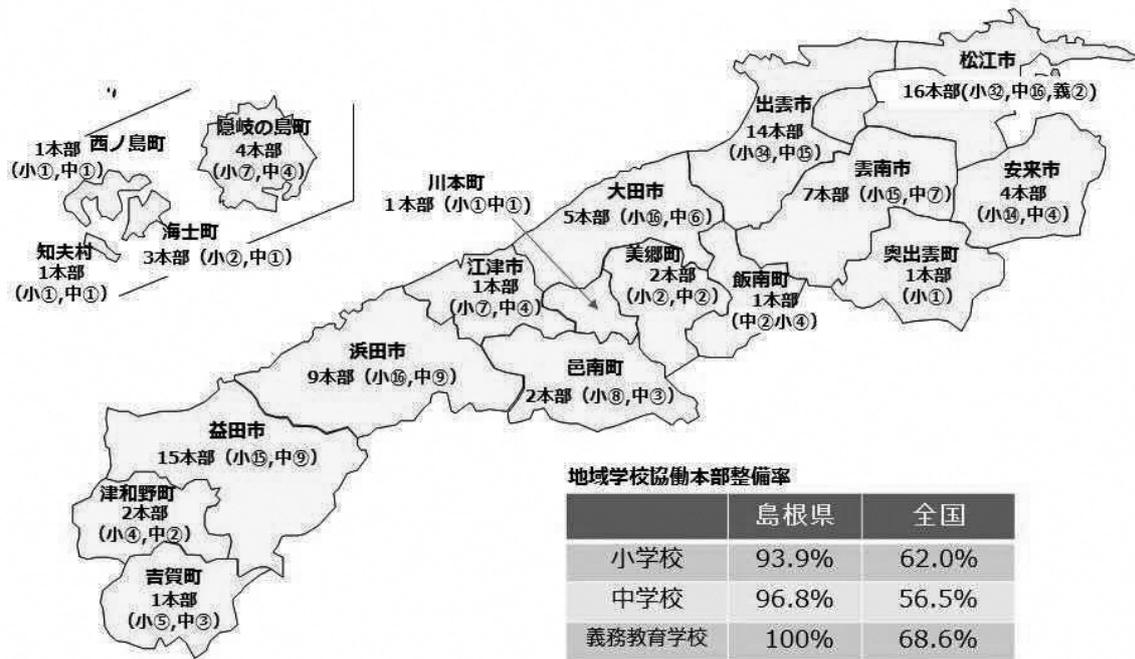
幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、  
地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施します。



※ 地域学校協働活動推進員とは

地域とも学校とも良好な関係をつくりながら、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために活動するというコーディネート役を担う。平成29年4月より社会教育法に位置づけられた立場となり、教育委員会が委嘱することができる。

# 令和3年度 地域学校協働本部設置予定



※「全国」数値は、文部科学省「2020年度地域学校協働活動実施状況調査」による

## 地域学校協働本部設置状況

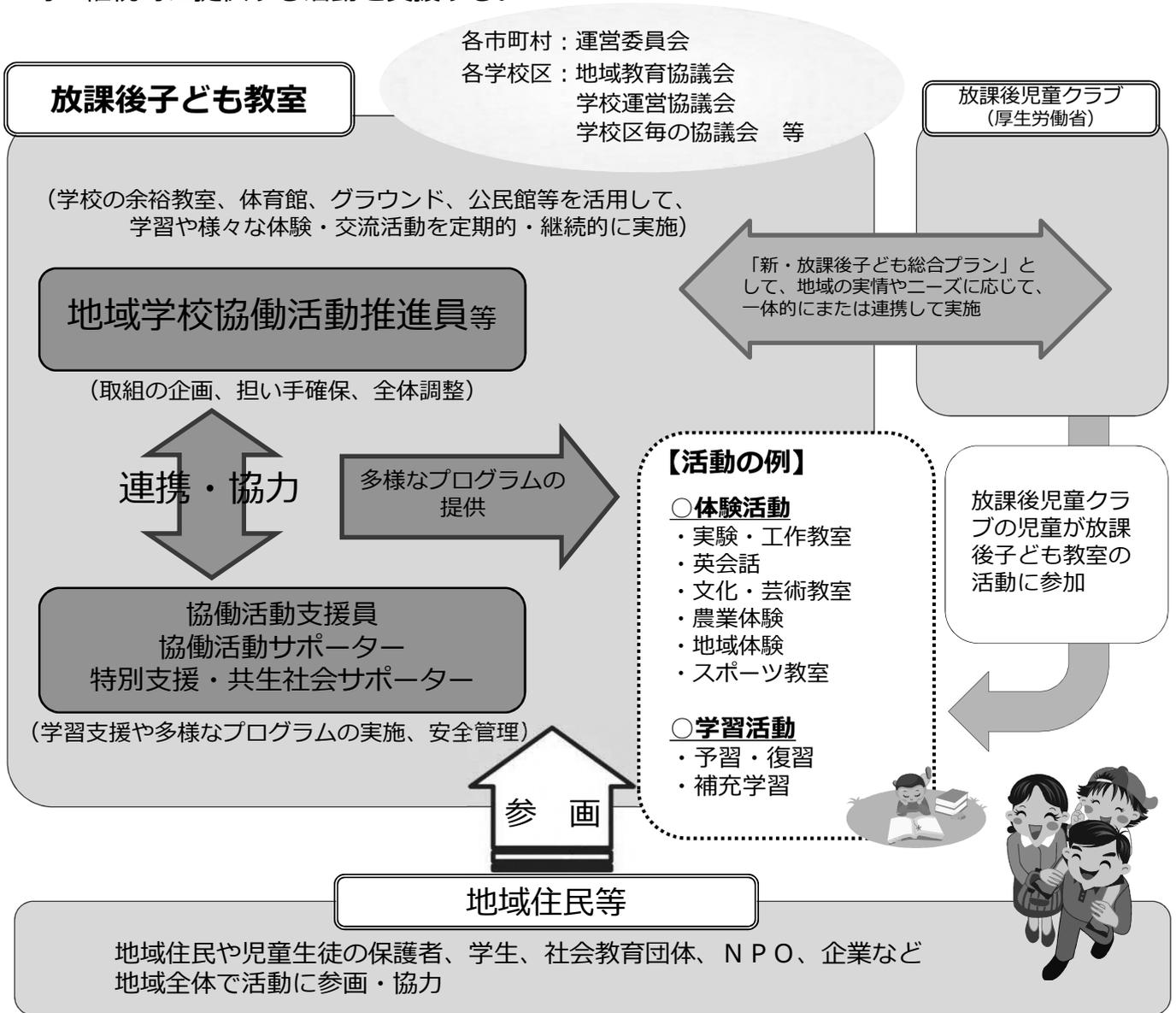
市町村名	中学校数	小学校数	義務教育 学校数	本部数		本部対象学校数					
						中学校		小学校		義務教育学校	
				R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
松江市	16	32	2	16	16	16	16	34	32	1	2
安来市	5	17	0	4	4	4	4	14	14	0	0
出雲市	15	34	0	14	14	15	15	34	34	0	0
雲南市	7	15	0	7	7	7	7	15	15	0	0
奥出雲町	2	10	0	0	1	0	0	0	1	0	0
飯南町	2	4	0	0	1	0	2	0	4	0	0
浜田市	9	16	0	9	9	9	9	16	16	0	0
大田市	6	16	0	5	5	6	6	16	16	0	0
江津市	4	7	0	1	1	4	4	7	7	0	0
川本町	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0
美郷町	2	2	0	1	2	2	2	2	2	0	0
邑南町	3	8	0	2	2	3	3	8	8	0	0
益田市	9	15	0	15	15	10	9	15	15	0	0
津和野町	2	4	0	2	2	2	2	4	4	0	0
吉賀町	3	5	0	1	1	3	3	5	5	0	0
海士町	1	2	0	1	3	1	1	2	2	0	0
西ノ島町	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0
知夫村	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0
隠岐の島町	4	7	0	4	4	4	4	7	7	0	0
合計	93	197	2	85	90	89	90	182	185	1	2
				対象校の全学校数に 占める割合		94.7%	96.8%	91.0%	93.9%	100.0%	100.0%

※令和2年度の数値は令和2年度事業計画書、令和3年度の数値は令和3年度仮申請書に関する調査からそれぞれ転記。

※市町村立小中学校・義務教育学校数は「令和2年度学校基本調査」から転記（分校を含む）。

# 放課後支援

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する活動を支援する。

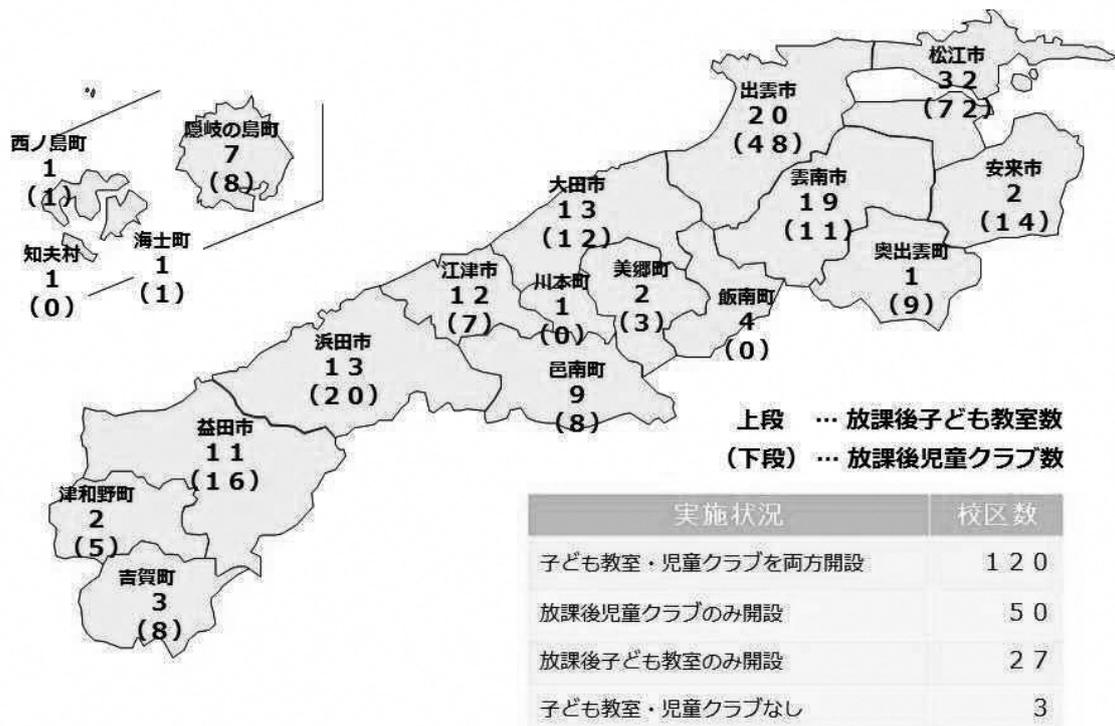


## ～放課後子ども教室と放課後児童クラブの違い～

※あくまで一例です。各市町村、地域の実情やニーズ、またはそれぞれの放課後子ども教室・放課後児童クラブで異なります。

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
法的根拠	社会教育法第5条第2項	児童福祉法第6条の3第2項
対象児童	地域の子ども全般	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生
実施場所	学校の余裕教室等（校庭、体育館も含む）、公民館、児童館、その他社会教育施設 等	専用施設、小学校の余裕教室、児童館、その他公的施設 等
利用料等	無料（ただし、保険料や教材費は別途自己負担の場合あり）	原則有料（県内では無償化している市町村あり）
スタッフ	地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター 等	放課後児童支援員2名配置（うち1名は補助員可）
実施日数・時間	年間250日未満、平日4時間以内、休業日8時間以内	年間250日以上、平日3時間以上、休業日8時間以上

# 令和3年度 放課後支援 実施予定



放課後子ども教室・放課後児童クラブ 市町村別実施状況

市町村名	小学校区数 (分校及び義務教育学校を含む)	放課後子ども教室		(参考) 放課後児童クラブ	
		開設教室数 (放課後子ども教室数)	開設小学校区数	開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)	開設小学校区数
松江市	34	32	32	72	34
安来市	17	2	8	14	13
出雲市	35	20	17	48	34
雲南市	15	19	15	11	10
奥出雲町	10	1	1	9	9
飯南町	4	4	4	0	0
浜田市	16	13	16	20	15
大田市	16	13	10	12	9
江津市	7	12	7	7	7
川本町	1	1	1	0	0
美郷町	2	2	2	3	2
邑南町	8	9	8	8	8
益田市	15	11	10	16	11
津和野町	4	2	2	5	4
吉賀町	5	3	3	8	5
海士町	2	1	2	1	2
西ノ島町	1	1	1	1	1
知夫村	1	1	1	0	0
隠岐の島町	7	7	7	8	6
合計	200	154	147	243	170
校区対比			<b>73.5%</b>		<b>85.0%</b>

※「放課後子ども教室」関連数値は令和3年度仮申請書に関する調査から転記。

※小学校区数には、分校及び義務教育学校2校分も含む。

※「放課後児童クラブ」関連数値は、厚生労働省放課後児童健全育成事業実施状況調査（令和2年7月1日現在）による。

なお、開設クラブ数については、全ての運営形態（公設公営、公設民営、民設民営）を含む。

# 家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

各市町村：運営委員会  
各学校区：地域教育協議会  
学校運営協議会 等

## 家庭教育支援の定義

- (1) 保護者と子どもが安心して生活するための学びの場の提供
- (2) 家庭内の人間関係づくり・環境づくりのための取組

## 家庭教育支援の課題への対応

- (1) 「親学プログラム」のより効果的な展開（場を多く・質の向上）
- (2) 「親学プログラム」とは別に実施する、新しい取組

楽しく  
語り合う

悩みの  
共有

気づき

親としての  
成長

不安の  
解消

大人同士が  
つながる



子育てについて語り合う



## 親学ファシリテーター（親学プログラム・親学プログラム2の進行役）

### 親学プログラム

「わが子との関係性」の中で「家庭内における親の学び」を支援することを目的としたプログラム  
【プログラム例】 ・親としての心構え ・親子のコミュニケーション ・しつけとルール

### 親学プログラム2

わが子だけでなく、“よその子・よその親・学校・地域との関係性”も考えるなど、「家庭外や地域社会における親の学び」を支援することを目的としたプログラム  
【プログラム例】 ・親の社会的役割を考える ・いじめや児童虐待防止について考える

【親学プログラム実施場所の例】

保育所

幼稚園

学校

公民館

図書館

職場

子育て支援センター

## 親学プログラム以外の取組（地域の現状把握と目標・目的の明確化）

社会教育全体を通じた家庭教育支援の視点

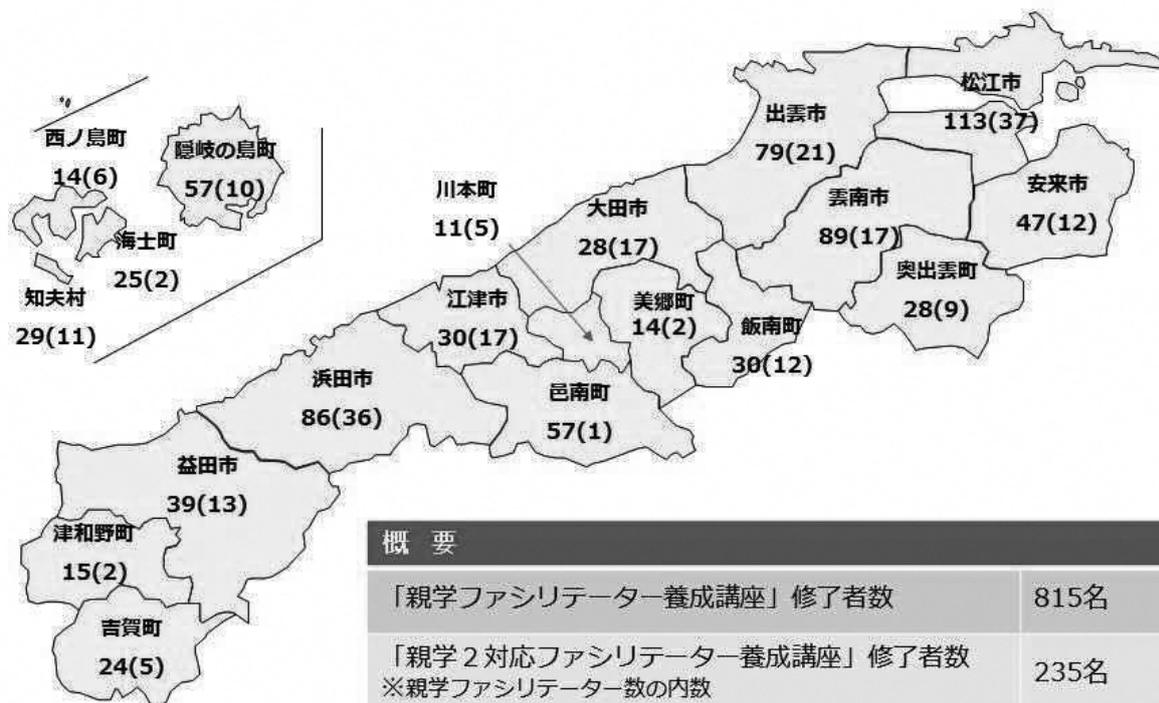
既存事業の改善・工夫

福祉部局等との連携

※その他、家庭教育支援の取組として実施する「家庭教育の支援体制整備事業」はP に記載。

# 「親学ファシリテーター養成講座」修了者数(R3.3現在)

※カッコ内は「親学プログラム2に対応した親学ファシリテーター養成講座」修了者数(内数)



## 家庭教育支援事業（親学プログラム・親学ファシリテーター活用）の実施状況

	親学プログラムを活用した研修会数〔回〕									
	県	市町村								計
	H22~25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
<b>計</b>	<b>574</b>	<b>170</b>	<b>235</b>	<b>220</b>	<b>185</b>	<b>183</b>	<b>167</b>	<b>65</b>	<b>1,799</b>	

	研修参加者数（延べ）〔人〕									
	県	市町村								計
	H22~25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
<b>計</b>	<b>15,909</b>	<b>4,890</b>	<b>6,266</b>	<b>5,935</b>	<b>4,523</b>	<b>4,797</b>	<b>4,909</b>	<b>1,224</b>	<b>48,453</b>	

H22~24	県による親学ファシリテーター養成及び派遣開始
H25~	市町村が実施主体となり、ファシリテーター養成、親学プログラム・親学ファシリテーターを活用した研修を実施
H26~	「親学プログラム2」の試行実施、親学プログラム2に対応できるファシリテーターの養成
H27	「親学プログラム2」実施版完成
H28~29	親学プログラム2対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修、親学プログラム体験講座の実施
H30~	親学プログラム体験講座を市町村支援へ移行

事業名	ふるさと人づくり推進事業
事業目的	<p>島根の子どもたち一人一人に、地域に愛着を持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を育むと共に、地域を支える担い手となる幅広い世代の地域住民が多様な学習機会をとおして地域課題について理解を深め、つながりながら、地域の課題に主体的に立ち向かっていく地域を担う人づくりを推進する。</p>
事業概要 (内容)	<p><b>① ふるさと活動モデルづくり事業（R2～3年度）</b></p> <p>次代を生きる子どもたちを育むとともに地域づくりを担う人づくり、人の環流づくりのモデルの創出に向けた取組を行う市町村を県が支援し、協働して取り組む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>実施主体：市町村 交付額：500千円を上限に、事業費の1/2以内 実施市町村数：5市町村</p> </div> <p>令和2年度実施市町村・・・川本町、益田市、津和野町、吉賀町</p> <p><b>② 公民館等を核とした人づくり機能強化事業</b></p> <p>地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図るため、中長期的な計画を持って取組を行う市町村を県が支援する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>実施主体：市町村 交付額：500千円を上限に、事業費の1/2以内 実施市町村数：12市町村</p> </div> <p>令和2年度実施市町村・・・安来市、川本町、邑南町、益田市、吉賀町、海士町</p> <p><b>③ 人材配置について</b></p> <p>①、②の事業を推進するうえで、必要な人材を配置する市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等と連携し、モデルづくりをコーディネート、サポートする人材</li> <li>・社会教育機能の強化を図るための事業推進や、公民館等の運営・活動への助言を行う人材</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>交付額：1,200千円を上限に、配置人材の人件費の1/2以内 実施市町村数：6市町村</p> </div> <p>令和2年度実施市町村・・・安来市、益田市、吉賀町</p> <p><b>④ 県の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ふるさと人づくり推進連絡調整会議」の開催 各市町村等の取組における工夫やノウハウ等の情報共有、県内へ波及・充実させていくための方策の検討、本事業の評価・検証などを行う。</li> <li>○教育事務所スタッフ会における情報共有 管内の取組についての情報共有や、実施にあたっての課題等についての協議を行う。</li> <li>○交流会の開催、情報発信 ふるさと活動が県内へ広がるきっかけとなるよう交流会を開催する。また、市町村と連携し積極的な情報発信を行う(県の広報等も活用)。</li> </ul>



# ふるさと活動モデルづくり事業

## 【目的】

- 学校や学年、世代を超えたつながりとネットワークをつくり、高校卒業後も地域とつながり続けることができる仕組みや、地域住民が継続して子ども達を支援できる体制をもったモデルをつくることで人の環流につなげる
- 「ふるさと活動」を通して、地域住民が地域への愛着や誇り、貢献意欲の向上を図るとともに、学びと実践の好循環をつくる

## 「ふるさと活動」

- 子どもや大学生・若者が主体的に行う活動
- 地域資源（ひと・もの・こと）を生かした活動
- 地域住民とのつながりがある活動
- 地域に貢献しようとする活動

- ※ 子どもは主として小学生、中学生、高校生
- ※ 1公民館区や1小学校区にとどまることなく、より広域での活動を期待

## 地域住民による 継続した支援体制

- ・地域全体で子どもを育てる意識の醸成
- ・活動を通じた地域資源、価値の再発見
- ・地域の未来への希望

## 活動（取組）例

- ①地域貢献・ボランティア活動
- ②研修（研修会、先進地視察等）
- ③自主企画イベント
  - ・学びの発表会の開催
  - ・地域おこしのアイデア実践
  - ・魅力あるスポットの調査
  - ・地域製品の活用

### ≪R2活動例≫

- ・地域の特徴や課題についての学習
- ・高校生が公民館と一緒に事業を実施
- ・地域の名所の発信
- ・活動拠点のリノベーション 等

## めざすモデルの姿

- ふるさと活動が継続的に行われる仕組みがある
- 活動が次代に受け継がれ続けている
- 学校の学びと地域の学びの好循環がある
- 高校卒業後も地域とつながり続ける仕組みがある
- モデルづくりをコーディネートする人材を有し、その役割が明確である
- 地域の組織や企業、団体など多様な主体が関わり、活動をサポートする大人たちの体制がある
- 子ども、大学生・若者や大人が活動している姿を互いに見る機会があり、世代間であこがれ、刺激を合う関係性がある
- 子どもと大学生・若者、それを支える地域の大人たちが活動を通してつながり、人の環流がみられる

## 人材配置

- ・上のモデルイメージ実現に向けた事業推進や関係者等への支援を行う人材を配置をする

## 活動支援の例

- ・活動の開催日や場所、内容等を調整する
- ・子どものアイデアを実現するために諸所（学校・企業・公民館等）と調整する



※県は、市町村の行う人材配置に対する支援措置を行う

本事業を通して  
市町村がめざす  
子どもの姿  
大人の姿  
地域の姿



# 公民館等を核とした人づくり機能強化事業

【目的】

地域住民の「つながりづくり」や「学びの創出」等、公民館等の機能の充実や社会教育関係者の計画的な人材育成などにより、市町村の人づくり機能の強化を図る。



公民館等の機能の充実や社会教育関係者の計画的な人材育成などにより、市町村の人づくり機能の強化を図る市町村を支援



市町村の上位計画に基づく市町村の方針

- ・社会教育による人づくりの意義
- ・公民館等に求める役割
- ・公民館等の現状や課題
- ・公民館等の今後の取組

## 市町村の社会教育による人づくり機能の強化を図る取組

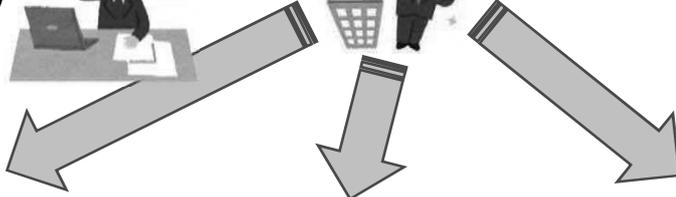
### 人材配置

本事業を効果的に進める役割をもつ人の位置づけ

※県は、市町村の行う人材配置に対する支援措置を行う



市町村



### 公民館等職員の研修の企画・運営、情報提供



### 公民館等の事業・運営への支援や助言



### 社会教育関係者の人材育成



### R2の取り組み例

- ・テーマを設け、シリーズで学びを深めていく研修
- ・事業実施に必要なスキルを身に付けるための研修等

### R2の取り組み例

- ・町内公民館が連携した事業の企画・実施への支援

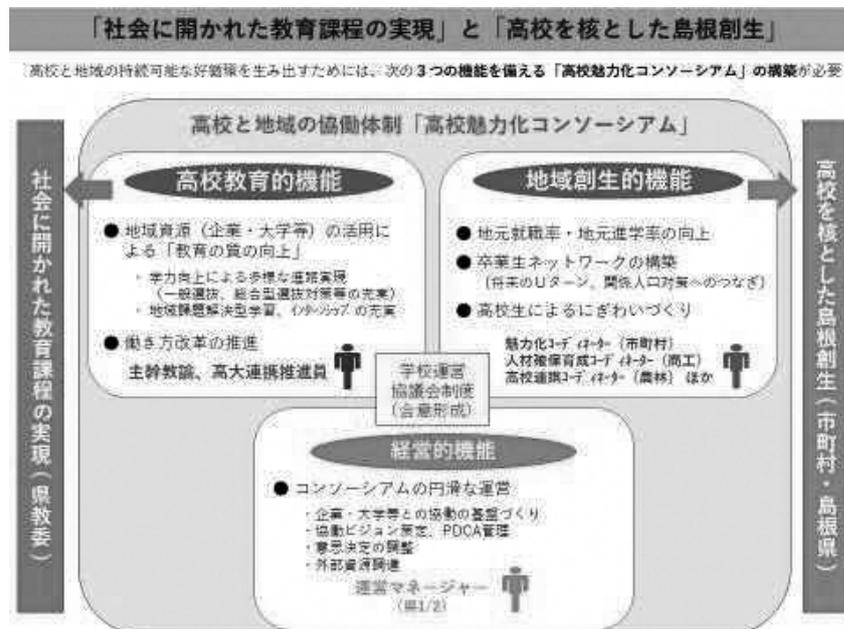
### R2の取り組み例

- ・社会教育主事（市）講習の受講
- ※公民館等職員、行政職員、地域と学校をつなぐコーディネーター等

### 効果的な事業実施に向けて

教育事務所社会教育スタッフ企画幹、市町村派遣社会教育主事、社会教育研修センターの社会教育主事等がサポートを行う。

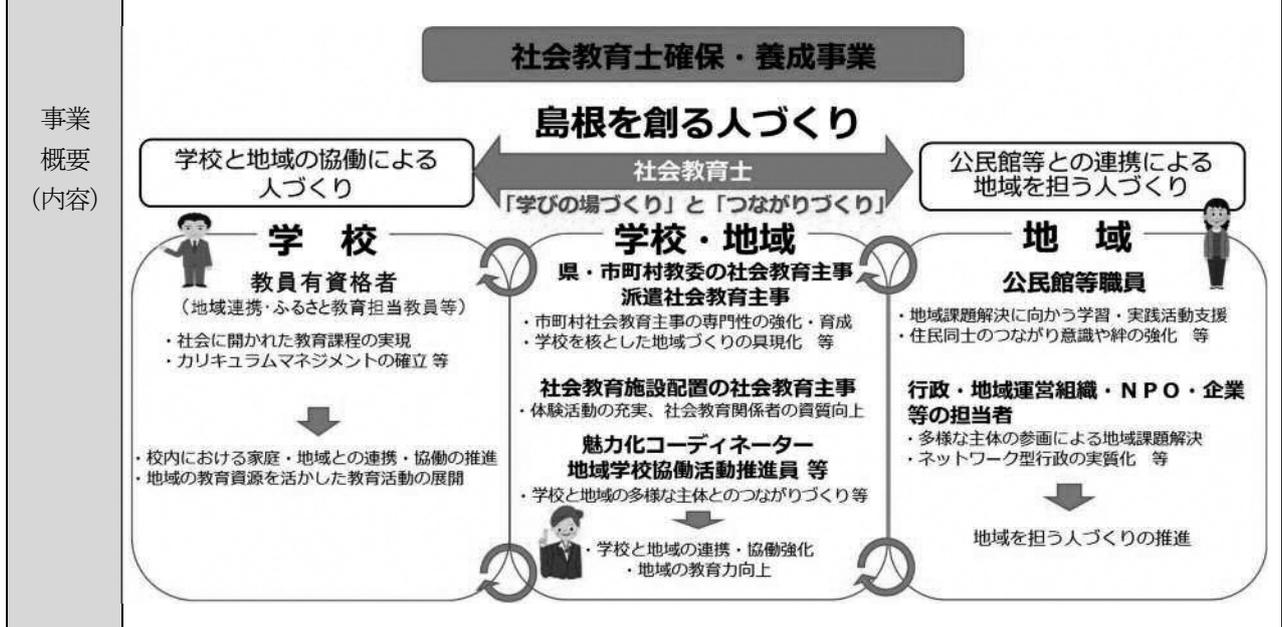
事業名	教育魅力化人づくり推進事業(教育指導課予算要求事業)
事業目的	子どもたちに、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を育むため、学校と地域社会が連携協働して取り組む活動への支援や、そのために必要となる体制整備等を推進する。
事業概要 (内容)	<p>① 学校と地域の協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の運営を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働体制の運営に係る経費を支援</li> <li>・協働体制に係る運営マネージャー配置費を支援</li> </ul> <p>② 地域資源を活用した特色ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校と地域の協働による探究学習、インターンシップ等の取組を支援</li> <li>・高校と地域の協働により取り組まれる県外生徒募集の取組を支援</li> <li>・大学や地元企業と連携した先駆的な取組を支援</li> <li>・高校生を含む多世代での交流等を通じて、学校と地域の協働体制構築及び活性化が推進される取組を支援</li> </ul> <p>③ 探究学習に携わる人材の育成、確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決型学習等の探究学習を推進するための研修会等の実施</li> <li>・探究学習において助言や伴走を行う外部人材の掘り起こしを行うとともに、各高校において外部人材の活用が円滑に行われるための仕組みづくりを実施</li> <li>・魅力化コーディネーターの養成・育成を目的とした研修会等を実施</li> </ul> <p>④ ふるさと教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと教育を推進する市町村及び小中学校の活動を支援</li> <li>・ふるさと教育の優良事例を全県に広めるため、指導體制の強化や研修会を実施</li> </ul> <p>⑤ 県立高校の魅力化の推進など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育の魅力化」の成果を図る仕組を構築、実施</li> <li>・県内大学を希望する者の進路実現を図るため、松江、出雲、石見エリアに高大連携推進員を配置</li> <li>・民間が持つ教育リソース活用の推進等に取り組む教育魅力化推進員等を配置</li> </ul>



事業名	社会教育士確保・養成事業
-----	--------------

事業目的	学校と地域との協働による人づくりや多様な主体の参画による地域を担う人づくりを推進していくため、高等教育機関等と連携し、人づくりや地域づくりについての専門的知識やノウハウをもった社会教育士等の養成と資質向上を図る。
------	--

- ① 島根大学と連携した人材育成事業  
 島根大学との連携・協働により、ICTを活用したオンデマンドや双方向型の遠隔講義と集合対面型を組み合わせた社会教育士の養成講習を実施し、多様な受講環境を整備する。
- ② 社会教育主事講習教員派遣事業  
 公立小中学校教員等に社会教育主事となり得る資格を取得させるため、大学等で開講される社会教育主事講習へ派遣する。
- ③ 社会教育士等の共学ネットワークの形成  
 県内の社会教育士、社会教育主事、社会教育担当者等の資質向上を図る研修会やネットワークづくりのための交流会等を開催する。
- ・共学ネットワーク研修会(年1回程度)
  - ・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回)
  - ・派遣社会教育主事等研修会(年3回)



**【令和2年度 社会教育主事講習受講者数】**

	島根大学	広島大学	社会教育実践研究センター における講習の島根会場
人数	36名 ※内、県内受講者 22 名	なし ※新型コロナウイルス感染症 拡大のため講習中止	54名 ※分割履修者を含む

事業名	社会教育主事派遣制度	関連資料 P 43
事業目的	<p>学校・家庭・地域住民の連携協働関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する。</p>	
事業概要 (内容)	<p><b>【職務】</b>  ○市町村の社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事する。  ○特に次の事業の業務に携わりながら、県の社会教育施策との連携・調整を図る。</p> <p>(1) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業  (2) 教育魅力化人づくり推進事業  (3) ふるさと人づくり推進事業  (4) 中山間地域総合対策推進事業(小さな拠点づくりのうち、地域住民の機運醸成、地域づくり人材の育成に関する業務)</p> <p><b>【派遣の要件】</b>  ○当該市町村教育委員会に社会教育主事が置かれていること</p> <p><b>【経費の負担】</b>  ○市 1/2 町村 1/4</p> <p><b>【派遣期間】</b>  ○原則として4年以内</p> <p><b>【派遣者数と派遣先】(令和3年度)</b>  ◆派遣者数 23名  ◆派遣先市町村数 7市9町1村  ※派遣人数の推移は資料編に記載</p> <p style="text-align: center;"><b>社会教育主事派遣制度により期待される効果</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>◆学校・家庭・地域が一体となった魅力ある教育環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動の充実</li> <li>○保幼・小・中・高校・特別支援学校等を貫いた一体的・系統的な教育活動の実現</li> <li>○地域をあげて子どもの教育に関わろうとする気運の醸成</li> <li>○子どもの教育に関わる地域の人々や団体、諸機関のネットワーク化 など</li> </ul> <p>◆地域を守り、創っていく人づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民(子どもから大人まで)のふるさとへの理解と次世代育成の促進</li> <li>○公民館等への助言・支援による人づくりにつながる学習・実践活動の充実</li> <li>○学びの機会の拡充による世代を越えた住民の地域づくりへの参加・参画促進</li> <li>○他部局、民間、NPOなど多様な主体がにつながる学びの機会の創出 など</li> </ul> </div>	

事業名	子ども読書活動推進事業	関連資料 P 42
事業目的	子どもと本をつなぐ活動の充実を図り、子どもの読書を支える人を育て、あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。	
事業概要 (内容)	<p>① 子ども読書活動推進会議の開催 [年2回] 第4次子ども読書活動推進計画の進行管理や具体的取組について協議する。 ・構成:学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、読書活動実践者等計 13 名</p> <p>② しまね子ども読書フェスティバルの開催 県内3か所において、子ども読書の推進に関する取組を委託事業で実施する。 ・内容:未就学児を中心とした読書普及の推進 ブックトークやストーリーテリング、外部講師による読み聞かせ講座の開催、絵本の展示 など</p> <p>③ 読みメンプロジェクト 「読みメンてちょう」を県内に配布し、男性による絵本の読み聞かせの普及を推進する。</p>	
	<p style="text-align: center;">子どもの読書活動の推進に関する法律(第2条抜粋) 「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」</p> <p style="text-align: center;">基本目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前からの読書習慣づくり</li> <li>○読む力や情報を活用する力の育成</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>子どもの読書を支える人を育てる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館への人材配置の推進</li> <li>○専門性を高める人材研修</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人の読書を支える環境の整備</li> <li>○推進体制の充実</li> <li>○普及啓発活動の推進</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center;">豊かな心 ←→ 確かな学力</p> <p style="text-align: center;"><b>本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">感性・想像力</div> <div style="text-align: center;"> <p>考える読書</p> <p>調べる読書</p> <p>楽しむ読書</p> <p>ふれあう読書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">情報を活用する力</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 20%;"> <p><b>目指す方向性</b></p> </div> <div style="width: 60%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p><b>就学前</b></p> <p>保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>小中学生</b></p> <p>学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>高校生</b></p> <p>読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける。</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">発達段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付ける。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>大人(家庭・地域)</b></p> <p>自ら読書を楽しむとともに、子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付ける環境を整える。</p> </div> </div>	

事業名	家庭教育の支援体制整備事業
事業目的	学校・家庭・地域社会が一体となって、「地域の子どもを地域で育てる」機運の一層の醸成を図り、県内各地で子どもを核とした親子・子ども同士・地域の人々とのふれあいや交流機会の充実を図り、島根県における家庭教育の支援体制を構築する。
事業概要 (内容)	<p>① 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会の開催〔年3回〕 各PTA連合会の自主性を尊重しつつ、相互の連絡を密にし、本県のPTAの発展を図るとともに、幼児及び児童生徒の健全な発達に寄与する。 各PTA連合会長・事務局長等計9名で構成。</p> <p>② 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会 県内のPTA会員等が一堂に会し、子どもたちの健やかな成長のために自らの使命や役割についての認識を深めるとともに、研修を通して、地域の教育力向上や学校・家庭・地域の連携強化、地域の教育環境の改善等を図る。</p> <p>③ 地域における親子の育ち応援事業 家庭教育支援の取組において、親や子が、他者とのつながりや関わり合いの中で安心して子育てができる環境を醸成するため、親子の育ちを応援する関係団体による活動を強化する。 〔委託内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の育ちを応援する学習機会の提供や相談対応</li> <li>・親子と地域のつながりをつくる取組</li> <li>・子どもから大人までの生活習慣づくり</li> <li>・人材育成と社会全体の子育て理解の促進 等</li> </ul> <div data-bbox="336 1261 1366 2002" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">家庭教育の役割</h3> <p>➤ <b>家庭教育（父母その他の保護者が子供に対して行う教育）は、すべての教育の出発点。</b></p> <p>➤ <b>子供に以下のような資質・能力等を育み、子供の心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うもの。</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">● 基本的な生活習慣・生活能力</li> <li style="width: 33%;">● 人に対する信頼感</li> <li style="width: 33%;">● 豊かな情操</li> <li style="width: 33%;">● 他人に対する思いやり</li> <li style="width: 33%;">● 善悪の判断などの基本的倫理観</li> <li style="width: 33%;">● 自立心や自制心</li> <li style="width: 33%;">● 社会的なマナー など</li> </ul> <p style="text-align: right; font-size: small;">※「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」 (平成24年3月 家庭教育支援の推進に関する検討委員会)より</p> </div> <p>◆ <b>教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）</b> (家庭教育) 第10条 <b>父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</b> 2 <b>国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</b></p> <p style="text-align: right;">3</p> <p style="text-align: center;">出典：令和元年度「全国家庭教育支援協議会」文部科学省説明資料</p> </div>

事業名	部活動指導員地域指導者活用支援事業 地域人材を活用した指導力等向上事業(学校企画課)の一部																																											
事業目的	公立中学校・県立学校の文化部活動において、教員が担う業務のうち、負担の大きい部活動指導に関して対応可能な会計年度任用職員等を配置することで、教員の負担を減らし、生徒と向き合える環境を整備する。																																											
事業概要 (内容)	<p>① 部活動指導員活用支援 部活動の顧問になることができる「部活動指導員」を配置することで、教職員の部活動指導に係る時間を軽減させる。</p> <p>② 地域指導者活用支援 専門的な技術指導力を備えた適切な指導を必要とする学校に「地域指導者」を設置し、教職員の負担軽減を図る。</p> <p>○部活動指導員・地域指導者活用支援のスキーム</p>																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="290 719 512 786">項目</th> <th data-bbox="512 719 970 786">部活動指導員</th> <th data-bbox="970 719 1441 786">地域指導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="290 795 512 987">職務</td> <td data-bbox="512 795 970 987">○部活動指導(顧問可) 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等</td> <td data-bbox="970 795 1441 987">○顧問教員が行う指導への協力(顧問不可) 実技指導、知識・技能指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 996 512 1028">任用</td> <td colspan="2" data-bbox="512 996 1441 1028">学校設置者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1037 512 1068">報酬・謝金</td> <td colspan="2" data-bbox="512 1037 1441 1068">1,600円/h</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1077 512 1108">対象と負担割合</td> <td data-bbox="512 1077 667 1108">国</td> <td data-bbox="667 1077 821 1108">県</td> <td data-bbox="821 1077 970 1108">市町村</td> <td data-bbox="970 1077 1125 1108">国</td> <td data-bbox="1125 1077 1279 1108">県</td> <td data-bbox="1279 1077 1441 1108">市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1117 512 1149">市町村立中学校</td> <td data-bbox="512 1117 667 1149">1/3</td> <td data-bbox="667 1117 821 1149">1/3</td> <td data-bbox="821 1117 970 1149">1/3</td> <td colspan="2" data-bbox="970 1117 1279 1149" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1279 1117 1441 1149">2/3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1158 512 1189">特支(中等部)</td> <td data-bbox="512 1158 667 1189">1/3</td> <td data-bbox="667 1158 821 1189">2/3</td> <td data-bbox="821 1158 970 1189"></td> <td data-bbox="1279 1158 1441 1189">10/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1198 512 1229">県立高校(含特支)</td> <td colspan="2" data-bbox="512 1198 821 1229" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="821 1198 970 1229"></td> <td colspan="2" data-bbox="970 1198 1279 1229" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1279 1198 1441 1229">10/10</td> </tr> </tbody> </table>		項目	部活動指導員	地域指導者	職務	○部活動指導(顧問可) 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等	○顧問教員が行う指導への協力(顧問不可) 実技指導、知識・技能指導	任用	学校設置者		報酬・謝金	1,600円/h		対象と負担割合	国	県	市町村	国	県	市町村	市町村立中学校	1/3	1/3	1/3	/		2/3	特支(中等部)	1/3	2/3		10/10	県立高校(含特支)	/			/		10/10				
	項目	部活動指導員	地域指導者																																									
	職務	○部活動指導(顧問可) 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等	○顧問教員が行う指導への協力(顧問不可) 実技指導、知識・技能指導																																									
	任用	学校設置者																																										
	報酬・謝金	1,600円/h																																										
	対象と負担割合	国	県	市町村	国	県	市町村																																					
	市町村立中学校	1/3	1/3	1/3	/		2/3																																					
	特支(中等部)	1/3	2/3				10/10																																					
	県立高校(含特支)	/			/		10/10																																					
任用				学校設置者																																								
報酬・謝金		1,600円/h																																										
対象と負担割合		国	県	市町村	国	県	市町村																																					
市町村立中学校		1/3	1/3	1/3	/		2/3																																					
特支(中等部)		1/3	2/3				10/10																																					
県立高校(含特支)		/			/		10/10																																					

				報酬・謝金		1,600円/h																													
対象と負担割合		国	県	市町村	国	県	市町村																												
市町村立中学校		1/3	1/3	1/3	/		2/3																												
特支(中等部)		1/3	2/3		10/10																														
県立高校(含特支)		/			/		10/10																												
○「部活動の在り方に関する方針(平成31年2月策定)」における休養日・活動時間の基準 成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、中学校・高等学校それぞれの基準を以下のとおりとする。																																			
		中学校 ※国と同じ		高等学校			------	-------------------------------	---------------	-------------------------------	---------------			学期中	長期休業中	学期中	長期休業中		休養日	週当たり2日以上 (平日1日、土日1日)	学期中と同じ	週当たり1日以上	学期中と同じ		活動時間	平日:長くとも2時間程度 休業日:長くとも3時間程度	長くとも 3時間程度	平日:長くとも3時間程度 休業日:長くとも4時間程度	長くとも 4時間程度						
○運用上の留意点   - ・休養日の設定に当たっては、「しまね家庭の日」(毎月第3日曜日)の取組を考慮 - ・休養日に大会等が開催された場合、大会終了後の早い時期に休養日を設定 - ・学業の終業時間が違うこともあるため、曜日によって活動時間を変更する等適切に設定 - ・季節(日没時刻)によって活動時間を変更する等適切に設定 - ・マリンスポーツやウィンタースポーツのように活動時期に特徴がある場合、季節によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定 - ・体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合、活動時間を変更する等、適切に設定																																			

事業名	社会教育総合推進事業
事業目的	<p>社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会議を開催する。</p> <p>現在活動している県内の少年団体から、活動が他の団体の範となる、優れた団体を表彰し、少年団体活動の振興を図る。</p>
事業概要 (内容)	<p><b>① 島根県社会教育委員の会</b>  社会教育法及び県条例に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催。  ※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べることができる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">島根県社会教育委員に関する条例 (平成26年3月18日 島根県条例第27号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p>(委嘱の基準)</p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 委員の定数は、20人以内とする。 ※現在の委員数は12人</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。  ※現委員任期: 令和2年6月24日～令和4年6月23日</p> <p>2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。</p> </div> <p><b>② 島根県社会教育委員連絡協議会</b>  市町村の社会教育委員相互の連携をはかり、社会教育の振興に寄与するため、連絡協議会理事会を開催。  理事構成: 市町村社会教育委員(生涯学習委員含む)計12名</p> <p><b>③ 優良少年団体表彰</b>  幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。  69年間続いている歴史ある表彰である。</p> <p>[表彰基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域指導者による支援をもとに活動している、少年団体であること。</li> <li>・活動歴が5年間以上であること。また、過去5年以内に本表彰を受けたものでないこと。</li> <li>・地域環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動などのボランティア活動、伝統文化の継承、または新しい地域文化の創造に寄与する活動に積極的に取り組み、明るく住みよい地域づくりに貢献していること。(ただし、スポーツ少年団体による活動は除く。)</li> <li>・年間活動日数が概ね15日以上であり、年間をとおして定期的、継続的に活動していること。(ただし、学校の教育課程として行われる教育活動は除く。)</li> </ul>

事業名	青少年文化活動推進事業
事業目的	<p>児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度や、島根県高等学校文化連盟と連携した高校文化部活動への各種支援により、青少年文化活動の推進を図る。</p> <p>また、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供する。</p>
事業概要 (内容)	<p><b>① 青少年文化活動の向上・推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○島根県児童生徒学芸顕彰 <ul style="list-style-type: none"> <li>文化・芸術分野における全国大会において入賞した児童、生徒及び功績顕著な指導者を教育長が顕彰する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>② 青少年文化活動の普及・振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○島根県高等学校部門別文化祭の共催 <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県高等学校文化連盟(県高文連)の各専門部が、部門別に実施する活動成果発表会等の基幹事業を支援する。(県高文連への負担金交付)</li> </ul> </li> <li>○島根県高等学校文化連盟専門部合同研修会の開催支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県高等学校文化連盟が各専門部単位で実施するスキルアップのための合同研修会に対し経費を助成する。(県高文連への負担金交付)</li> </ul> </li> <li>○全国高等学校総合文化祭への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒の参加経費(旅費等)を一部補助する。(県高文連への補助金交付)</li> </ul> </li> <li>○高等学校文化活動に関する窓口機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実(非常勤嘱託職員の雇用)を支援する。(県高文連への負担金交付)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>③ 文化芸術に親しむ機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術による子供の育成総合事業[巡回公演事業](文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。</li> </ul> </li> <li>○伝統文化親子教室事業(文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化及び生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。</li> </ul> </li> <li>○島根県児童青少年演劇地方巡回公演 <ul style="list-style-type: none"> <li>公益社団法人日本児童青少年演劇協会と連携し、良質な児童演劇(公演:劇団風の子)を提供する。</li> </ul> </li> <li>○島根県青少年劇場小公演 <ul style="list-style-type: none"> <li>公益財団法人日本青少年文化センターと連携し、良質な芸術公演を提供する。</li> </ul> </li> </ul>

### 3 各社会教育施設の事業

施設名	社会教育研修センター	関連資料 P48
施設設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のための研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③学校と家庭・地域の連携推進。</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施。</p>	
事業概要 (内容)	<p>① <b>人材養成研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者別研修（兼）市町村社会教育担当者研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員研修</li> <li>・公民館等職員研修</li> <li>・コーディネーター研修</li> <li>・ファシリテーター養成講座</li> </ul> </li> <li>○全体研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまねの社会教育基礎講座</li> <li>・結集！しまねの子育て協働プロジェクト情報交流会(仮)</li> </ul> </li> <li>○社会教育主事講習[B]</li> </ul> <p>② <b>社会教育にかかわる調査・研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しまね学習支援プログラム」の普及</li> <li>・「親学プログラム」「地域魅力化プログラム」に関する調査</li> <li>・公民館等実態調査</li> <li>・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査</li> </ul> <p>③ <b>社会教育の情報提供・学習相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙「しまねの社会教育だより」の発行</li> <li>・ホームページの活用</li> <li>・学習相談に応じ、学習情報を提供</li> <li>・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部)</li> <li>・放送大学浜田コーナーの運営(西部)</li> </ul> <p>④ <b>市町村支援</b></p> <p>市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修を支援</p>	

施設名	県立図書館	関連資料 P 50
施設設置目的	<p>図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを重要な使命としており、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>島根県立図書館は、県行政の一翼を担う社会教育機関として、県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」を基本理念とし、だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現を目指す。</p> <p>※設置根拠:社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例</p>	
事業概要 (内容)	<p>県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援</p> <p>子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスサービスの提供</p> <p><b>① 図書館活動推進事業</b></p> <p>『暮らしに役立つ図書館』・『人を育てる図書館(一部)』『地域を支える図書館(一部)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信及び情報の拠点の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>資料の充実やデジタル化の推進、Web を活用した情報発信など</li> </ul> </li> <li>・課題解決のためのレファレンス支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>レファレンス事例の蓄積と活用、情報ガイドの作成など</li> </ul> </li> <li>・ビジネス支援サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>産業支援機関と連携した相談会の開催など</li> </ul> </li> <li>・専門機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>法テラス等との連携による講座の開催など</li> </ul> </li> <li>・県民ニーズに応じた学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>多様なテーマでの講演会の開催や図書館活用講座の実施など</li> </ul> </li> <li>・多様な利用者に対応したサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>出前(出張)展示の開催、バリアフリー図書や外国語資料の充実など</li> </ul> </li> <li>・県立図書館の環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的・学術的資料の収集、職員体制の整備と資質向上など</li> </ul> </li> </ul> <p><b>② 図書館業務市町村支援事業</b></p> <p>『地域を支える図書館(一部)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村図書館等への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村図書館職員への研修の実施、レファレンス支援、資料搬送システムの運用など</li> </ul> </li> <li>・県内図書館ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>県図書館協会や県公共図書館協議会との連携、館種を超えた研修会の実施など</li> </ul> </li> </ul> <p><b>③ 子ども読書推進事業</b></p> <p>『人を育てる図書館(一部)』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの読書普及活動の啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等への啓発講話、読書ボランティア研修の実施など</li> </ul> </li> <li>・学校図書館への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>学校司書等を対象とした研修の実施、指導主事(司書教諭)の講師派遣など</li> </ul> </li> <li>・子どもの読書を推進するための資料や環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>資料の収集、ジュニア・コーナーの充実など</li> </ul> </li> </ul> <p><b>④ 郷土資料整備収集事業</b></p> <p>『郷土の歴史・文化を伝える図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土資料の収集・保存</li> <li>・郷土資料の提供・活用</li> <li>・郷土レファレンスの充実</li> </ul>	



施設名	青少年の家	関連資料 P 53	
施設設置目的	<p>青少年を中心に、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供することによって、健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置。</p>		
事業概要(内容)	<p><b>① 研修支援事業</b> 湖面活動(カッター、サバニ等)、野外活動、レクリエーション活動、創作活動等の様々な体験や研修ができるよう、施設やプログラムを提供し、支援を行う。</p> <p><b>② 主催事業</b> 施設開放、自然体験活動、生活体験活動、家族での交流活動などの機会を提供する。</p>		
	事業名及び実施時期等	事業のねらい	
	<p><b>施設開放事業</b> ①春のオープンデー(4月) ②サン・レイク フェスティバル(10月) [対象]一般</p>	<p>○施設を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、来場者の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。</p>	
	<p><b>青少年教育事業</b> ①にんにんチャレンジ (保育所等の宿泊体験活動モデル事業) (11・12月)1泊2日を2回 [対象]年長児 ②キッズチャレンジ (公民館等の宿泊体験活動モデル事業) (9～12月)1泊2日を3回・2泊3日を1回 [対象]小1～3年を3回・小4～6年を1回 ③サマーチャレンジ (次代のリーダー育成事業) (8月)6泊7日 [対象]小6～高1年</p>	<p>①基本的な生活習慣の形成と仲間と最後までやり通す力及び集団への適応能力向上のきっかけとする。</p> <p>②集団での生活体験や施設周辺での自然体験などを通して、協調性や自主性を学ぶきっかけとする。また、何事にも挑戦する気持ちを育む。</p> <p>③体験活動への興味・関心を高め、活動するために必要な知識やスキルを習得する。また、多くの人と体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う。</p>	
	<p><b>家庭教育支援事業</b> ①にこにこファミリー (2月)1泊2日 [対象]小学生を含む家族 ②わくわく体験講座等 (11月～3月)日帰り等を11回程度 [対象]小学生又は未就学児を含む家族</p>	<p>○親子で触れ合ったり参加家族同士で交流したりする体験活動や講座、施設開放を提供する中で、家庭教育力向上に資するとともに、体験活動への理解・普及に努める。</p>	
	<p><b>体験活動支援者養成事業</b> ①体験活動支援者養成講座 (5～6月)1泊2日を2回・(11月)日帰りを1回 [対象]学生・青少年教育関係者等 ②なかまづくりゲーム体験会 (8・12月)日帰りを2回 [対象]教職員・研修担当者(官・民)・青少年教育関係者・学生等</p>	<p>①地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。</p> <p>②なかまづくりゲームがチームビルディングやリーダーシップの向上に有効であることについて実感するとともに自分の所属等でなかまづくりゲームを活用した人材育成を行う意欲を高める。</p>	
<p><b>地域支援事業</b> 地域の体験活動支援事業 (通年)公民館等との調整により実施 [対象]公民館等職員</p>	<p>○公民館等が学校や地域住民などの協力を得て行う宿泊や日帰りの体験活動を支援し、地域づくりを担う人づくり推進の一助とする。</p>		

施設名	少年自然の家	関連資料 P 54																										
施設設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小・中・高等学校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置。</p>																											
事業概要(内容)	<p>① 研修支援事業 冒険の森(フィールドアスレチック)活動、炊飯活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供する。 学校等の宿泊研修のほか、子ども会、部活動、職場研修、高齢者サロン等多様な団体・個人の研修利用が可能。</p> <p>② 主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供する。</p> <table border="1" data-bbox="244 831 1461 2096"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 831 786 875">事業名及び実施時期等</th> <th data-bbox="786 831 1461 875">事業のねらい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 875 786 972"> <b>利用団体指導者研修会</b> (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者         </td> <td data-bbox="786 875 1461 972">           利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、本所での研修活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 972 786 1068"> <b>家族ではじめよう！キャンプ講座！</b> (5月・3月)日帰り 計4回 [対象]小中学生とその家族         </td> <td data-bbox="786 972 1461 1068">           自然の中での活動を通して、自然の良さを体感するとともに心身のリフレッシュを図る。キャンプの基礎的な知識、技術の習得を図る。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1068 786 1164"> <b>チャレンジ・ザ・サマー</b> (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者         </td> <td data-bbox="786 1068 1461 1164">           自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や参加家族間同士の“絆”を深める。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1164 786 1261"> <b>ミニキャンプIN自然の家</b> (8月)1泊2日 [対象]小学生とその家族         </td> <td data-bbox="786 1164 1461 1261">           ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、参加家族間の交流を図る。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1261 786 1386"> <b>ジュニア・サマー・キャンプ</b> (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生         </td> <td data-bbox="786 1261 1461 1386">           日常生活では味わえない様々な体験活動を通して、困難に自ら立ち向かおうとする力を養うとともに、仲間との関わりの大切さに気づく。地域の人・自然・歴史・文化に触れ、実体験を通してその素晴らしさをからだ全体で感じる。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1386 786 1482"> <b>オープンデー</b> (10月) [対象]一般(中学生以下は保護者同伴)         </td> <td data-bbox="786 1386 1461 1482">           広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに、施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1482 786 1608"> <b>子ども探検隊in自然の家</b> (10月)1泊2日 [対象]小学 3・4年生         </td> <td data-bbox="786 1482 1461 1608">           地域特産のものづくりなどを探検・体験しながら、つくる楽しさを味わうとともに、自然体験活動を通して自然に興味をもつ。集団生活をする上で必要な規律・礼儀作法などの基本的な生活習慣を学ぶ。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1608 786 1704"> <b>森と海のつどい(アクアスとの連携事業)</b> (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者         </td> <td data-bbox="786 1608 1461 1704">           森と海のつながりを理解し、自然の豊かさを体感する。自然の家やアクアスでの活動を通して、家族間や家族相互の交流を図る。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1704 786 1800"> <b>ジュニア・ウインター・キャンプ</b> (12月)2泊3日 [対象]小学4～6年生         </td> <td data-bbox="786 1704 1461 1800">           寒さの厳しい季節の中でキャンプ生活を体験することでたくましく生きる力を育成する。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1800 786 1897"> <b>ボランティアスタッフ養成講座</b> (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、中・高校生、大学生         </td> <td data-bbox="786 1800 1461 1897">           ボランティア活動に興味のある小中学生を対象に、ボランティアのスキルや意欲を高めるとともに、参加者どうしのつながりを深める。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1897 786 1993"> <b>かわいい子には旅をさせよう！</b> (11月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生         </td> <td data-bbox="786 1897 1461 1993">           就学前幼児および小学校1年生児童を対象に、自然の中で思いっきり活動することで自然に親しむ心を育むとともに、宿泊体験活動を通して基本的な生活習慣を身につける。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1993 786 2096"> <b>わくわくちびっこでー</b> (毎月1回 前泊可) [対象]一般(高校生以下は保護者同伴)         </td> <td data-bbox="786 1993 1461 2096">           どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。         </td> </tr> </tbody> </table>		事業名及び実施時期等	事業のねらい	<b>利用団体指導者研修会</b> (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者	利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、本所での研修活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。	<b>家族ではじめよう！キャンプ講座！</b> (5月・3月)日帰り 計4回 [対象]小中学生とその家族	自然の中での活動を通して、自然の良さを体感するとともに心身のリフレッシュを図る。キャンプの基礎的な知識、技術の習得を図る。	<b>チャレンジ・ザ・サマー</b> (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や参加家族間同士の“絆”を深める。	<b>ミニキャンプIN自然の家</b> (8月)1泊2日 [対象]小学生とその家族	ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、参加家族間の交流を図る。	<b>ジュニア・サマー・キャンプ</b> (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生	日常生活では味わえない様々な体験活動を通して、困難に自ら立ち向かおうとする力を養うとともに、仲間との関わりの大切さに気づく。地域の人・自然・歴史・文化に触れ、実体験を通してその素晴らしさをからだ全体で感じる。	<b>オープンデー</b> (10月) [対象]一般(中学生以下は保護者同伴)	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに、施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。	<b>子ども探検隊in自然の家</b> (10月)1泊2日 [対象]小学 3・4年生	地域特産のものづくりなどを探検・体験しながら、つくる楽しさを味わうとともに、自然体験活動を通して自然に興味をもつ。集団生活をする上で必要な規律・礼儀作法などの基本的な生活習慣を学ぶ。	<b>森と海のつどい(アクアスとの連携事業)</b> (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	森と海のつながりを理解し、自然の豊かさを体感する。自然の家やアクアスでの活動を通して、家族間や家族相互の交流を図る。	<b>ジュニア・ウインター・キャンプ</b> (12月)2泊3日 [対象]小学4～6年生	寒さの厳しい季節の中でキャンプ生活を体験することでたくましく生きる力を育成する。	<b>ボランティアスタッフ養成講座</b> (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、中・高校生、大学生	ボランティア活動に興味のある小中学生を対象に、ボランティアのスキルや意欲を高めるとともに、参加者どうしのつながりを深める。	<b>かわいい子には旅をさせよう！</b> (11月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生	就学前幼児および小学校1年生児童を対象に、自然の中で思いっきり活動することで自然に親しむ心を育むとともに、宿泊体験活動を通して基本的な生活習慣を身につける。	<b>わくわくちびっこでー</b> (毎月1回 前泊可) [対象]一般(高校生以下は保護者同伴)	どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。
事業名及び実施時期等	事業のねらい																											
<b>利用団体指導者研修会</b> (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者	利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、本所での研修活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。																											
<b>家族ではじめよう！キャンプ講座！</b> (5月・3月)日帰り 計4回 [対象]小中学生とその家族	自然の中での活動を通して、自然の良さを体感するとともに心身のリフレッシュを図る。キャンプの基礎的な知識、技術の習得を図る。																											
<b>チャレンジ・ザ・サマー</b> (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や参加家族間同士の“絆”を深める。																											
<b>ミニキャンプIN自然の家</b> (8月)1泊2日 [対象]小学生とその家族	ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、参加家族間の交流を図る。																											
<b>ジュニア・サマー・キャンプ</b> (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生	日常生活では味わえない様々な体験活動を通して、困難に自ら立ち向かおうとする力を養うとともに、仲間との関わりの大切さに気づく。地域の人・自然・歴史・文化に触れ、実体験を通してその素晴らしさをからだ全体で感じる。																											
<b>オープンデー</b> (10月) [対象]一般(中学生以下は保護者同伴)	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに、施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。																											
<b>子ども探検隊in自然の家</b> (10月)1泊2日 [対象]小学 3・4年生	地域特産のものづくりなどを探検・体験しながら、つくる楽しさを味わうとともに、自然体験活動を通して自然に興味をもつ。集団生活をする上で必要な規律・礼儀作法などの基本的な生活習慣を学ぶ。																											
<b>森と海のつどい(アクアスとの連携事業)</b> (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	森と海のつながりを理解し、自然の豊かさを体感する。自然の家やアクアスでの活動を通して、家族間や家族相互の交流を図る。																											
<b>ジュニア・ウインター・キャンプ</b> (12月)2泊3日 [対象]小学4～6年生	寒さの厳しい季節の中でキャンプ生活を体験することでたくましく生きる力を育成する。																											
<b>ボランティアスタッフ養成講座</b> (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、中・高校生、大学生	ボランティア活動に興味のある小中学生を対象に、ボランティアのスキルや意欲を高めるとともに、参加者どうしのつながりを深める。																											
<b>かわいい子には旅をさせよう！</b> (11月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生	就学前幼児および小学校1年生児童を対象に、自然の中で思いっきり活動することで自然に親しむ心を育むとともに、宿泊体験活動を通して基本的な生活習慣を身につける。																											
<b>わくわくちびっこでー</b> (毎月1回 前泊可) [対象]一般(高校生以下は保護者同伴)	どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。																											



### Ⅲ 資料編（目次）

1 関係法令(抜粋)	
(1) 教育基本法	36
(2) 社会教育法	37
(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律	42
2 社会教育主事派遣制度関係資料	
(1) 社会教育主事派遣要綱	43
(2) 社会教育主事派遣人数の推移	47
3 県立社会教育施設関係資料	
(1) 生涯学習推進施設	48
(2) 県立図書館	50
(3) 県立青少年の家	53
(4) 県立少年自然の家	54
4 附属機関等一覧	61
5 条例一覧	62
6 計画等一覧	63
7 社会教育関係表彰一覧	64
8 県内公共図書館一覧	68
9 県内公民館等一覧	69
10 県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧	77
11 島根県教育庁社会教育課所掌事務	78



## 1 関係法令（抜粋）

### （1）教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）

#### （生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### （家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### （社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

#### （学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## (2) 社会教育法（昭和24年6月10日 法律第207号）

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において、「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### （都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
  - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
  - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
  - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
  - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

#### （図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

## 第二章 社会教育主事等

#### （社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

#### （社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

#### （社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- イ 社会教育主事補の職にあつた期間

- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

#### （社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### （社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

#### （地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### 第三章 社会教育関係団体

#### （社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

#### （文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

- 2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

### 第四章 社会教育委員

#### （社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

#### （社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

## 第六章 学校施設の利用

(学校施設の利用)

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

### (3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

## 2 社会教育主事派遣制度関係資料

### (1) 社会教育主事派遣要綱

#### (趣旨)

**第1条** この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (名称)

**第2条** 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

#### (職務)

**第3条** 派遣社会教育主事は、派遣先市町村教育委員会において、市町村の社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

2 第1項の事務にあたっては、特に次の事業の業務に携わりながら、県の社会教育施策との連携・調整を図り、各市町村における社会教育行政を推進する。

(1) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業

(2) 教育魅力化人づくり推進事業

(3) ふるさと人づくり推進事業

(4) 中山間地域総合対策推進事業（小さな拠点づくりのうち、地域住民の機運醸成、地域づくり人材の育成に関する業務）

#### (派遣)

**第4条** 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

#### (派遣の要件)

**第5条** 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事（社会教育法第9条の2にある市町村教育委員会任用の社会教育主事であり、第9条の3の職務を有する者）が置かれていること。

(2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が一の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事が派遣された年度内に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

#### (任命)

**第6条** 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

（身分）

**第7条** 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

3 派遣先市町村教育委員会は、社会教育を所管する課・係が首長部局にある場合は、派遣社会教育主事に対し、教育委員会と社会教育を所管する課・係との兼務発令ができることとする。

（派遣の期間）

**第8条** 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

（服務）

**第9条** 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

（勤務条件）

**第10条** 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

（分限及び懲戒）

**第11条** 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

（給与等）

**第12条** 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

（経費の負担）

**第13条** この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、第4項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された教職員（「再任用派遣社会教育主事」）を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める率を乗じて

得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

- 4 前2項の率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。
- 5 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 6 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

#### (協定)

**第14条** 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

#### (県教育事務所長の対応)

**第15条** 県教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

#### (派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

**第16条** 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

#### (市町村教育長の報告等)

**第17条** 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

#### (その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 18 日から施行し、平成 21 年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成 20 年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成 21 年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行し、平成 25 年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成 26 年 3 月 18 日から施行し、平成 26 年度以降の派遣に関し適用する。
- 5 この要綱は、平成 28 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年度以降の派遣に関し適用する。
- 6 この要綱は、令和 3 年 3 月 8 日から施行し、令和 3 年度以降の派遣に関し適用する。

【別表】

1 社会教育主事派遣要綱 第 5 条第 1 項（2）に係る派遣社会教育主事の人数と市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数については、下表のとおりとする。

2 上記 1 の表中、派遣社会教育主事の人数より市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数が少ない場合は、事前にその理由と人数を県教育委員会に協議するものとする。

市町村に派遣する社会教育主事の人数	市町村教育委員会の任用に係る社会教育主事の人数 (最低配置人数)
1 名	1 名
2 名	2 名
3 名	2 名
4 名	3 名
5 名	3 名
6 名	4 名

(2) 社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	← 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2) ←											→ 派遣社会教育主事(市1/2、町村1/4)															
			1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	市町村名		
			H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3			
松江	松江市	松江	1	1	1	1	1	1																					松江市
		鹿島	1	1	1	1	1	1																					
		島根	0.5																										
		美保関	1	1	1				5	4	4	4																	
		八雲	1	1	1	1	1	1																					
		玉湯	1	1	1	1	1	1																					
		穴道	0.5	1	1	1																							
		八束	1	1	1	1	1	1																					
松江	東出雲	東出雲	1	1	1		1	1		1	1	1	1															松江	
		東出雲	1	1																									
松江	安来市	安来																										安来市	
		広瀬																											
		伯太																											
出雲	出雲市	出雲																										出雲市	
		平田	1																										
		佐田	1	1	1	1	1	1	3	2	2											2	2	2	2	2			
		多伎	1	1	1	1	1	1																					
	出雲	雲南市	湖陵	1																									雲南市
			大社	1	1	1	1	1	1																				
	出雲	飯南町	飯南	1																									飯南町
			飯南	1	1	1	1	1	1																				
	浜田	大田市	大田				1	1	1	1				1	1	1	1												大田市
			温泉津	1	1	1	1	1	1																				
浜田市		浜田	0.5	1	1	1	1	1	1				4	4	4	4													浜田市
		金城	0.5																										
		旭	1	1	1	1	1	1																					
		弥栄	1	1	1	1	1	1																					
浜田		江津市	江津	0.5	1	1	1	1	1	1																			江津市
			桜江	1																									
浜田		川本町	川本	1	1	1	1	1	1	1	1																		川本町
			川本	1	1	1	1	1	1																				
浜田	美郷町	美郷	1	1	1	1	1	1																					美郷町
		美郷	1																										
浜田	邑南町	羽須美	0.5	1	1	1	1	1	1																				邑南町
		瑞穂	0.5																										
益田	益田市	益田	1	1	1	1	1	1																					益田市
		美都	1	1	1																								
	益田	津和野町	津和野	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1																津和野町
			日原	0.5																									
益田	吉賀町	吉賀	1																									吉賀町	
		吉賀	0.5																										
隠岐	海士町	海士	1	1	1	1	1	1																					海士町
		西ノ島	0.5																										
	隠岐	隠岐の島町	知夫	0.5	1	1																							隠岐の島町
			隠岐	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1															
		派遣者数	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22	22	23	22	22	24	24	24	23	23			
		派遣市町村数	35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17		
		市	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7		
		町村	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		

### 3 県立社会教育施設関係資料

#### (1) 生涯学習推進施設

##### ○県立東部社会教育研修センター

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2 県立青少年の家「サン・レイク」2階 (事務室, 視聴覚センター)	
連絡先等	TEL	0853-67-9060
	FAX	0853-69-1380
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/">https://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/</a>
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)	
施設の設置根拠 (東部・西部)	社会教育法 島根県立生涯学習推進施設条例(平成7年3月10日 島根県条例第9号)	
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設管理業務)の併用	

##### ○県立西部社会教育研修センター

施設所在地	〒697-0016 浜田市野原町1826-1 県立西部総合福祉センター「いわみーる」3階 (事務室, 研修室, 学習相談室, 情報閲覧コーナー, 放送大学浜田コーナー)	
連絡先等	TEL	0855-24-9344
	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/">https://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/</a>
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)	
運営形態	平成16年度まで: 県直営 平成17年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)	

##### ○社会教育研修センターの利用状況(令和2年度)

(令和3年2月28日現在)

区 分			利用状況
社会教育 にかか る人 材養 成 研 修	対象者別研修 (兼) 市町村担 当者 研修	社会教育委員研修	95 人
		公民館等職員研修	58 人
		コーディネーター研修	97 人
		ファシリテーター養成講座	153 人
	全体研修	しまねの社会教育基礎講座	198 人
		地域魅力化プログラム体験講座	29 人
社会教育主事講習[B]		103 人	
市町村支援	市町村支援総数		28 件
			525 人
	社会教育にかか る人 材養 成 研 修		23 件
		329 人	
学習相談件数			74 件

(注) 東部社会教育センター・西部社会教育研修センターの合計

## ○島根県立生涯学習推進施設条例

平成7年3月10日

島根県条例第9号

(設置)

第1条 生涯学習に関する指導者の養成及び情報の提供を行うとともに県民に学習の機会を提供することにより、県民の生涯学習の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立生涯学習推進施設を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市

(職員)

第2条 島根県立生涯学習推進施設に事務職員その他の所要の職員を置く。

(県教育委員会規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

## (2) 県立図書館

施設所在地	本館:〒690-0873 松江市内中原町52 西部読書普及センター:〒697-0023 浜田市長沢町1550-1		
連絡先等	TEL	0852-22-5725	(西部)0855-23-6785
	FAX	0852-22-5728	(西部)0855-22-4225
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	http://www.library.pref.shimane.lg.jp/	
設置年度	昭和25年度		
施設の設置根拠	社会教育法、図書館法 島根県立図書館条例(昭和44年3月25日 島根県条例第12号)		
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 ・1階 2,192.28㎡ こども室・学習室・集会室・事務室・書庫・特別研修室他 ・2階 1,752.36㎡ 一般資料室・中央カウンター・郷土資料室・参考資料室・館長室・事務室他 地下書庫:1,453.60㎡, 駐車場:69台, 駐輪場:68.40㎡ ○蔵書数:910,180冊(令和3年2月28日現在、西部読書普及センター分を含む)		
運営形態	県直営		

### ①県立図書館の蔵書数と貸出冊数の推移

[令和3年2月28日現在蔵書数]

(単位:冊)

分類	館内サービス用	館外サービス用
総記	30,025	1,519
哲学	27,680	612
歴史	61,234	1,237
社会科学	93,141	2,268
自然科学	36,930	1,963
工学	33,778	2,972
産業	26,861	1,307
芸術	37,877	2,408
語学	13,601	541
文学	94,319	17,884
参考	24,710	0
郷土	122,180	0
その他	50,033	0
子ども	72,629	66,645
成人グループ用	0	7,777
子どもグループ用	0	12,799
学校支援用(中学校)	0	0
学校支援用(小学校)	0	3,972
学校図書館活用教育図書	0	41,154
しまね子育て絵本	0	20,124
小計	724,998	185,182
総計	910,180	

[蔵書数と貸出冊数の推移]

(単位:冊)

年度	蔵書数	貸出冊数
H23	769,719	377,062
H24	801,122	380,438
H25	811,589	344,983
H26	826,911	340,647
H27	834,928	352,698
H28	849,675	359,447
H29	871,774	348,582
H30	881,421	339,677
R1	894,143	342,027
R2	910,180	265,246

※R2は令和3年2月28日現在

②県立図書館の利用状況

(ア)来館者へのサービス(公立図書館の基本的な活動についての指標)

○蓄積した手法、技術を県内図書館に供給するサービス

指 標	単位	H29実績	H30実績	R1実績	備 考
来館者数	人	249,115	250,143	253,768	平日(600~1,100人) 土日(1,000~1,300人)
貸出冊数 (来館個人)	冊	263,598	261,129	264,666	
調査相談 (レファレンス)	件	10,186	10,772	10,208	本の所蔵の有無、言葉の意味や読みなどの簡単な調査から、複数の資料を使う文献調査までの多岐にわたる内容

(イ)市町村へのサービス(県立図書館固有の活動についての指標)

a 学校の利用状況

○蔵書の不足している学校への一括貸出や総合的学習を支援するための資料の貸出

指 標	単位	H29実績	H30実績	R1実績	備 考	
団体貸出	学 校	冊	40,144	36,165	34,465	学校には、小中学校・高等学校・特別支援学校のほか、幼稚園・保育所を含む 市町村への寄託を含まない
	そ の 他	冊	32,574	31,538	32,155	
	合 計	冊	72,718	67,703	66,620	

b 図書館職員等向け研修事業

○県内図書館職員等の資質向上のための研修機会の提供

指 標	単位	H29実績	H30実績	R1実績	備 考
初 任 研 修 I	人	27	22	22	読書普及研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止
初 任 研 修 II	人	27	22	21	
新任図書館長研修	人	3	4	1	
専 門 研 修	人	28	27	16	
読 書 普 及 研 修	人	118	97	(開催なし)	
講 演 会	人	61	56	39	
地域図書館職員研修	人	90	104	130	
合 計	人	354	332	229	

○学校図書館関係職員等対象の研修

指 標	単位	H29実績	H30実績	R1実績	備 考
学 校 司 書 研 修	人	516	490	607	学校司書・司書教諭合同研修は、新型コロナウイルス感染症への対策のため中止
学校図書館支援員研修	人	14	—	9	
学校司書・司書教諭合同研修	人	158	222	(開催なし)	
合 計	人	688	712	616	

c 読書普及指導員の派遣事業

○家庭で子どもに絵本を読み聞かせる親子読書や幼稚園・保育所・学校等でのボランティア等  
読み聞かせ活動を支援するための研修会等への読書普及指導員の派遣

指 標	単位	H29実績	H30実績	R1実績	備 考
派 遣 回 数	回	34	41	44	
参 加 人 員	人	1,191	1,169	1,373	

## ○島根県立図書館条例

昭和44年3月25日

島根県条例第9号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(図書館の設置)

第2条 島根県立図書館（以下「図書館」という。）を松江市に置く。

(分会等の設置)

第3条 教育委員会は、図書館奉仕のため必要があるときは、適当と認める地区に分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。

(図書館協議会の設置)

第4条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定により、図書館に島根県図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の委員の任命の基準、定数及び任期)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育委員会規則への委任)

第6条 図書館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### (3) 県立青少年の家

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2		
連絡先等	TEL	0853-69-1316	※休所日(月曜日)0853-67-9063
	FAX	0853-69-1016	
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/	
設置年度	平成3年度		
施設の設置根拠	社会教育法 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年3月8日 島根県条例第8号)		
施設概要	敷地面積72,940㎡ 総延面積9,259.01㎡ 宿泊定員209人 宿泊室(定員209人)、研修室、談話室、大和室、茶室、音楽室、調理室、多目的ホール、創作室、体育館、テニスコート、バーベキューハウス、艇庫(カッター、サバニ等) など		
運営形態	平成18年度まで: 県直営 平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用		

#### ① 団体分類別利用状況

(単位: 人、団体)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
一般団体(社会教育)	9,270	320	6,741	213	7,959	283
一般団体(社会生活)	1,781	97	1,737	83	2,475	98
企業	1,642	86	1,403	66	1,067	57
学校	8,241	197	8,026	201	7,776	190
(内 小・中・高)	4,992	103	5,172	120	5,151	110
(内 幼稚園・保育所)	940	35	1,151	34	1,170	37
個人	2,057	374	2,691	347	1,731	314
その他	1,890	4	10	11	253	4
主催事業	6,811	40	10,462	51	6,198	42
利用実数 計	31,692	1,118	31,070	972	27,459	988
研修者数	48,991		47,752		43,570	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数{宿泊実数×(泊数+1)}+日帰り実数」

#### ② 年齢別利用状況

(単位: 人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	3,291	10.2%	3,646	11.6%	2,246	8.1%
小学生	9,512	29.6%	9,938	31.7%	8,803	31.6%
中学生	1,917	6.0%	1,515	4.8%	1,617	5.8%
高校生	2,592	8.1%	2,114	6.7%	1,950	7.0%
大学生	1,437	4.5%	1,147	3.7%	809	2.9%
各種学校	716	2.2%	609	1.9%	276	1.0%
青年	370	1.2%	425	1.4%	91	0.3%
成人	12,310	38.3%	11,956	38.1%	12,049	43.3%
合計	32,145	100.0%	31,350	100.0%	27,841	100.0%

#### (4) 県立少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610		
連絡先等	TEL	0855-52-0716	
	FAX	0855-52-0707	
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/shoneshizen/	
設置年度	昭和50年度		
施設の設置根拠	青少年の家と同じ		
施設概要	敷地面積133,280㎡ 総延面積6,063.7㎡ 宿泊定員181人 宿泊棟6棟(定員181人)、ケビン棟(定員44人)、研修室、創作室、体育館、炊飯場、キャンプ ファイヤー場、アスレチックコース(遊具21基)など		
運営形態	平成16年度まで:管理委託 平成17年度から:県直営(管理補助業務を外部委託)		

#### ①団体分類別利用状況

(単位:人、団体)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
一般団体(社会教育)	3,832	94	3,591	105	3,118	81
一般団体(社会生活)	562	13	260	8	196	4
企業	130	18	184	19	91	24
学校	6,248	150	6,350	148	5,722	131
(内 小・中・高)	4,917	109	4,855	102	4,264	91
(内 幼稚園・保育所)	931	19	976	23	1,097	27
個人	381	76	272	66	476	89
その他	1,791	7	2,009	5	2,329	5
主催事業	1,680	34	1,312	29	1,482	26
利用実数 計	14,624	392	13,978	380	13,446	365
研修者数	26,371		25,074		22,691	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

#### ②年齢別利用状況

(単位:人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	1,068	7.3%	962	6.9%	1,181	8.8%
小学生	6,719	45.9%	6,100	43.6%	5,566	41.4%
中学生	633	4.3%	664	4.8%	565	4.2%
高校生	996	6.8%	1,172	8.4%	1,061	7.9%
大学生	64	0.4%	183	1.3%	166	1.2%
各種学校	70	0.5%	50	0.4%	41	0.3%
青年	77	0.5%	36	0.3%	22	0.2%
成人	4,997	34.2%	4,811	34.4%	4,844	36.0%
合計	14,624	100.0%	13,978	100.0%	13,446	100.0%

# ○島根県立青少年社会教育施設条例

平成3年3月8日  
島根県条例第8号  
(最終改正 令和3年3月23日)

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、島根県立青少年社会教育施設（以下「青少年社会教育施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立青少年の家	出雲市
島根県立少年自然の家	江津市

### (職員)

第3条 青少年社会教育施設に事務職員その他の所要の職員を置く。

## 第2章 使用

### (利用者)

第4条 青少年社会教育施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用できる者は、研修計画を有する者又は青少年社会教育施設が主催する研修事業に参加する者とする。

### (使用の許可)

第5条 施設等を使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 委員会は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 青少年社会教育施設の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に支障があると認められるとき、又は使用の目的が青少年社会教育施設の設置目的に反すると認められるとき。

3 委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

### (許可の取消し等)

第6条 委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、又は青少年社会教育施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第3項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、別表に定める使用料（1人当たりの額で使用する場合にあっては、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに未就学児を除いて計算した額の使用料をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 使用料の納付方法は、教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第8条 委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の原状回復義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき（第6条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。）は、速やかに、当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

### 第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第12条 島根県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理（次条第4号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、法人その他の団体であって、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務
- (4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で委員会が定めるもの（以下「青少年の家外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請等)

第14条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第12条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、青少年の家の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、青少年の家の施設及び設備並びに青少年の家外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、青少年の家の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第17条 委員会は、青少年の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第18条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が青少年の家の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における青少年の家の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、第21条第2項において指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第13条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第18条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなった青少年の家の施設及び設備並びに青少年の家外施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

## 第4章 開所時間等

(開所時間)

第21条 青少年社会教育施設の開所時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、青少年の家の長の承認を受けて、青少年の家の開所時間を変更することができる。

3 島根県立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の長は、必要があると認めるときは、少年自然の家の開所時間を変更することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、使用者は、開所時間以外の時間にあっても使用することができる。

(休所日)

第22条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び同法第3条第2項に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、青少年の家は、7月1日から9月30日までは、休所しない。

3 前2項の規定にかかわらず、青少年の家の長は、青少年の家の長が必要があると認める場合又は指定管理者から申出があった場合に指定管理者と協議の上、休所日を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、少年自然の家の長は、必要があると認めるときは、休所日を変更することができる。

5 第3項又は前項の規定により休所日を変更したときは、当該青少年社会教育施設の長は、あらかじめ当該青少年社会教育施設の掲示場に公示する。

## 第5章 雑則

(損害賠償)

第23条 故意又は過失により、施設等を利用する者が青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料を、指定管理者が青少年の家の施設若しくは設備若しくは資料又は青少年の家外施設等を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第6章 罰則

第25条 知事は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

### 別表（第7条関係）

#### 1 宿泊使用の場合

区分	使用料の額
県内者	1人1泊につき 1,060円
県外者	1人1泊につき 1,600円

備考 「県内者」とは、島根県の区域内に住所を有する者その他これに準ずると委員会が認める者をいい、「県外者」とは、県内者以外の者をいう。

#### 2 宿泊使用以外の場合

##### (1) 島根県立青少年の家

##### (ア) 第1研修室等

区分	使用料の額					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後10時 まで	午前9時から 午後10時 まで
第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室又は特別研修室	円 700	円 930	円 930	円 1,630	円 1,860	円 2,560
第5研修室	1,540	2,060	2,060	3,600	4,120	5,660
第6研修室	260	360	360	620	720	980
和室研修室	610	810	810	1,420	1,620	2,230
和室206、和室207又は和室208	700	930	930	1,630	1,860	2,560
音楽室	830	1,130	1,130	1,960	2,260	3,090
茶室	330	450	450	780	900	1,230
試食室	580	770	770	1,350	1,540	2,120
調理室	1,230	1,630	1,630	2,860	3,260	4,490
多目的ホール	2,930	3,900	3,900	6,830	7,800	10,730
体育館	1時間につき 1,980円					

## (イ) 第1創作室等

区分		使用料の額					
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで	午前9時か ら午後5時 まで	午後1時か ら午後10時 まで	午前9時か ら午後10時 まで
第1創作室	貸切りの場合	円 950	円 1,290	円 1,290	円 2,240	円 2,580	円 3,530
	貸切りでない場 合(1人につ き)	250	330	330	580	660	910
第2創作室	貸切りの場合	700	930	930	1,630	1,860	2,560
	貸切りでない場 合(1人につ き)	180	240	240	420	480	660

## (ウ) テニスコート等

区分		使用料の額	
テニスコート	貸切りの場合	1面1時間につき	220円
	貸切りでない場 合	1人1時間につき	60円
グラウンド		1時間につき	470円
バーベキューハウス		1卓1時間につき	90円
カッター		1艇1時間につき	2,370円
カヌー(1人用)		1艇1時間につき	220円
カヌー(2人用)		1艇1時間につき	460円
カヌー(11人用)		1艇1時間につき	1,770円
ヨット		1艇1時間につき	220円
陶芸窯	素焼の場合	1回につき	2,010円
	本焼の場合	1回につき	4,050円

## (2) 島根県立少年自然の家

## (ア) 第1研修室等

区分		使用料の額					
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで	午前9時か ら午後5時 まで	午後1時か ら午後10時 まで	午前9時か ら午後10時 まで
第1研修室		円 1,360	円 1,830	円 1,830	円 3,190	円 3,660	円 5,020
第2研修室		880	1,190	1,190	2,070	2,380	3,260
第3研修室		390	520	520	910	1,040	1,430
体育館		1時間につき 1,270円					

## (イ) 第2ホール等

区分		使用料の額		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
第2ホール		円 1,260	円 1,690	円 2,950
創作室		950	1,280	2,230
第4研修室又は第5研		620	830	1,450

修室			
水星棟、金星棟、火星棟、木星棟又は土星棟	2,870	3,850	6,720
地球棟	820	1,120	1,940

備考

- 1 (1)の(ア)の表及び(イ)の表並びに(2)の(ア)の表及び(イ)の表に定める使用時間を超えて使用する場合の使用料の額は、これらの表に定める使用料の額に、1時間までごとに、その使用料の額の1時間当たりの額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した額とする。
- 2 (1)の(ア)の表又は(2)の(ア)の表に掲げる体育館の2分の1を使用するときの使用料の額は、これらの表及び前号の規定により算出した額の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 (1)の(ウ)の表に掲げる施設又は設備(陶芸窯を除く。)を使用する場合において、その使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、その使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数の時間があるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。

#### 4 附属機関等一覧

令和3年4月1日現在

##### ①附属機関(法律、条例の規定に基づいて設置されたもの)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
社会教育課	社会教育委員の会	社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べる。	20	12	社会教育法第15条第1項 島根県社会教育委員に関する条例第1条
	島根県生涯学習審議会	教育委員会又は知事の諮問に応じ、島根県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。	25	休止中	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 島根県生涯学習審議会条例第1条
県立図書館	島根県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	10	10	図書館法第14条第1項 島根県立図書館条例第4条

##### ②その他(規則・要項等に基づき設置された懇話会・協議会等)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
東部・西部社会教育研修センター	生涯学習推進施設運営委員会	東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	10	10	島根県立生涯学習推進施設条例施行規則
青少年の家	島根県立青少年の家運営委員会	青少年の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	14	島根県立青少年社会教育施設条例施行規則
少年自然の家	島根県立少年自然の家運営委員会	少年自然の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	13	

## 5 条例一覧

令和3年4月1日現在

名 称	島根県社会教育委員に関する条例 (平成26年3月18日島根県条例第27号)	施行年月日
		平成26年4月1日
目 的	島根県社会教育委員に関し必要な事項を定める。	
概要等	委嘱の基準、定数、任期	

名 称	島根県立図書館条例 (昭和44年3月25日島根県条例第12号)	施行年月日
		昭和44年4月1日
目 的	島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館及び分館等の設置</li> <li>・図書館協議会の設置、委員の任命の基準、定数及び任期等</li> </ul>	

名 称	島根県立青少年社会教育施設条例 (平成3年3月8日島根県条例第8号)	施行年月日
		平成3年4月1日
目 的	島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の家及び少年自然の家設置</li> <li>・使用の許可等(許可、許可の取消し、使用料の納付、減免等)</li> <li>・指定管理者による管理</li> <li>・開所時間、休所日等</li> </ul>	

名 称	島根県立生涯学習推進施設条例 (平成7年3月10日島根県条例第9号)	施行年月日
		平成7年4月1日
目 的	島根県立生涯学習施設の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの設置等	

## 6 計画等一覧

令和3年4月1日現在

名 称	第4次島根県子ども読書活動推進計画	所管	社会教育課
		根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律
計画の期間	令和元年度～令和5年度		
目 的	子どもたちが発達段階に応じた読書活動の中で、豊かな心と確かな学力を養いながら、生きる力を主体的に身に付けていくことを目指し、子ども読書活動の推進を図る。		
概要等	<p>○基本理念 本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる。 ①子どもと本をつなぐ活動の充実を図る。 ②子どもの読書を支える人を育てる。 ③あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。</p> <p>○子どもの発達段階ごとの目指す方向性 ・就学前：保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ。 ・小中学生：学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける。 ・高校生：読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける。</p>		

名 称	島根県立図書館 運営方針及び活動計画	所管	県立図書館
		根拠法令等	図書館法
計画の期間	令和元年度～令和5年度		
目 的	県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」としての図書館の実現を目指す。		
概要等	<p>○目指すべき姿 ①だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現 ②「子ども読書しまね」の実現 ③県民の暮らしや地域の課題解決に役立つ知識・情報の拠点づくり ④全国に誇れる島根の歴史や文化を次世代に継承</p> <p>○基本となる目標 ①人を育てる図書館 ②地域を支える図書館 ③暮らしに役立つ図書館 ④郷土の歴史・文化を伝える図書館</p> <p>※「島根県立図書館振興計画（対象期間：平成26～30年度）」の第4次計画に相当するもの。本計画の趣旨を明確にするために名称を変更した。</p>		

## 7 社会教育関係表彰一覧

表彰者	表彰名	表彰内容
		令和2年度被表彰者 (県教育委員会から推薦し、受賞した者)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰(社会教育分野)	教育、学術、文化、体育、その他各分野において、それぞれ本県教育に貢献した功績が特に顕著なものを表彰し、その功を顕彰する。  知夫村老人クラブ連合会
県教育長	優良公民館表彰	公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。  飯南町志々公民館 浜田市立小国公民館
	公民館職員表彰	公民館等に勤務し、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を島根県教育委員会教育長が表彰し、もって今後の公民館活動の発展に資する。  山内 恭(松江市本庄公民館 館長) 吉川 隆(安来市菅原交流センター 館長) 渡部 良一(出雲市北浜コミュニティセンター センター長) 岩成 英充(出雲市神西コミュニティセンター センター長) 成相 友之(出雲市朝山コミュニティセンター センター長) 下岡 安之(浜田市立三保公民館 館長) 槇田 浪子(浜田市立波佐公民館 館長) 友村 光男(大田市立温泉津公民館 館長) 田中 正治(大田市立高山公民館 館長) 東 義正(邑南町高原公民館 館長) 福田 誠治(邑南町口羽公民館 館長) 島田 隆敏(益田市安田公民館 館長) 豊田 忠作(益田市中西公民館 館長) 三代 高広(松江市美保関公民館 主任) 景山 良一(飯南町赤名公民館 主事) 寺井 倫子(浜田市立三保公民館 主事) 大屋美根子(浜田市立和田公民館 主事) 瓜坂久美子(大田市池田まちづくりセンター 職員) 三谷 和弘(大田市志学まちづくりセンター 職員) 浅原ひろみ(大田市宅野まちづくりセンター 職員) 堅島 美樹(邑南町矢上公民館 事務員) 田中緒佐美(益田市鎌手公民館 主事) 大谷美由紀(津和野町小川公民館 主事)
	優良少年団体表彰	県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として表彰する。

		秋鹿地区子ども会（松江市）
	島根県児童生徒学芸顕彰	<p>学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むため、優秀な成果をおさめた児童生徒及びその指導者を顕彰する。</p> <p>-----</p> <p>【第1期】 3団体、7個人、1指導者</p> <p>【第2期】 2団体、24個人</p>
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	<p>PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>奥出雲町立亀嵩小学校PTA 松江市立川津小学校PTA</p>
	PTA活動振興功労者表彰	<p>PTA活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってPTAの健全な育成と発展に資する。</p> <p>-----</p> <p>※5年ごとに実施（令和2年度はなし）</p>
	「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰	<p>幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。 ※中核市は県の対象外</p> <p>-----</p> <p>志学小中学校地域学校協働活動（大田市）</p>
	子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰	<p>国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている図書館・団体及び個人に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>-----</p> <p>【図書館】該当なし 【団体】読み聞かせグループダンボの会（大田市）</p>
	優良公民館表彰	<p>公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。</p>

		<p>浜田市立白砂公民館（浜田市） 大田市立中央公民館（大田市）</p>
	社会教育功労者表彰	<p>地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>該当なし</p>
	障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰	<p>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>該当なし</p>
島根県知事	島根県各種功労者表彰（社会教育分野）	<p>各分野において県勢の発展に大きな貢献があった方を、知事が表彰する。</p> <p>該当なし</p>
	島根県青少年芸術文化表彰（秘書課所管）	<p>本県の芸術文化の発展向上に関し功績顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及びその指導者を表彰する。</p> <p>【第1期】 該当なし</p> <p>【第2期】 該当なし</p>
（社）全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	<p>公民館職員として公民館活動に従事し、地域社会の振興、社会教育活動の推進に努力した功績が顕著であると認められる者を表彰する。ただし、表彰対象年度中に公民館に在籍した実績を要す。</p> <p>阪本 典子（松江市秋鹿公民館 主任）</p>
	公民館永年勤続職員表彰	<p>公民館職員として、通算15年以上勤め、他の模範となりうる活動をしたと認められる者を表彰する。</p> <p>高梨 輝子（松江市城東公民館 主任） 長瀬 睦恵（松江市城西公民館 主任） 村上 孝子（松江市島根公民館 主任） 松近 美智（松江市大庭公民館 主事） 小泉 雅美（松江市玉湯公民館 主事） 米村由佳子（松江市生馬公民館 主事） 門脇麻衣子（松江市雑賀公民館 主事） 山根芽久美（松江市古江公民館 主事） 立石真由美（安来市安田交流センター 主事） 澤田 宣子（安来市菅原交流センター 主事）</p>

		<p>吉井はるみ（出雲市古志コミュニティセンター チーフマネージャー）  児嶋早智江（出雲市塩冶コミュニティセンター マネージャー）  安井 恵美（出雲市多伎コミュニティセンター マネージャー）  飯山 直美（出雲市大社コミュニティセンター マネージャー）  鹿毛美紀子（大田市大森まちづくりセンター職員）</p>
	功労者表彰	<p>正会員の役員、または、それに準ずる顕著な役割を担ったと認める者として、正会員の活動振興に対して多大なる貢献をしたと認められる者を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>該当なし</p>
(株)山陰中央新報社	地域開発賞（教育賞）	<p>各分野で社会、地域の発展のため貢献している人（社会の一隅を照らす人）を顕彰してその労をねぎらう。</p> <p>-----</p> <p>吉本 美和子（浜田市立白砂公民館主事）</p>
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	<p>社会教育の推進に貢献し、社教連の発展に功績のあった社会教育委員を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>岡 賑悟（松江市）</p>
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	<p>社会教育委員として、本県社会教育のために尽力し、その功績が顕著な者を表彰する。</p> <p>-----</p> <p>山崎 正弘（安来市） 井上さより（出雲市）  小林 和彦（雲南市） 小川 律子（益田市）  鹿島 洋（知夫村）</p>
全国視聴覚教育連盟	視聴覚教育功労者表彰	<p>多年にわたり、社会教育における視聴覚教育の振興に努力し、功績のあったものを表彰し、その労に謝意を表するとともに、今後の視聴覚教育の発展に資する。</p> <p>-----</p> <p>該当なし</p>

## 8 県内公共図書館一覧

令和3年1月28日現在

図書館名		所在地	電話番号	FAX
島根県立図書館		〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
		〒697-0023 (西部読書普及センター) 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
市 町 村	1	安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574 0854-22-2598
	2	松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220 0852-27-3270
	3	松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088 0852-85-9089
	4	松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町掛屋1139-2	0852-52-3297 0852-52-9516
	5	雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021 0854-42-2274
	6	雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131 0854-43-6131
	7	雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739 0854-49-8696
	8	出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487 0853-21-8833
	9	出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010 0853-63-4219
	10	出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-9050 0853-84-9050
	11	出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077 0853-86-2211
	12	出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309 0853-43-7303
	13	出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510 0853-53-1122
	14	出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990 0853-72-7600
	15	大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200 0854-84-9202
	16	大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646 0854-88-4647
	17	大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177 0855-65-2177
	18	江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551 0855-52-0552
	19	江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300 0855-92-0300
	20	浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480 0855-22-0592
	21	浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823 0855-42-1685
	22	浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市637	0855-45-1439 0855-22-0592
	23	浜田市立弥栄図書館	〒697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258 0855-48-2258
	24	浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338 0855-32-0343
	25	益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222 0856-31-0290
	26	益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692-甲	0856-52-2481 0856-52-2481
	27	飯南町立中央図書館	〒690-3401 飯石郡飯南町野堂300-1	0854-76-2160 0854-76-2161
	28	飯南町立頓原図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2212-3	0854-72-0301 0854-72-0990
	29	かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025 0855-72-1061
	30	美郷町立図書館	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1270 0855-75-1190
	31	邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760 0855-83-1771
	32	邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044 0855-95-1670
	33	邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001 0855-88-0002
	34	津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155 0856-72-0230
	35	津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原263-2	0856-74-0355 0856-74-0366
	36	吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850 0856-77-1850
	37	海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-2433 08514-2-1633
	38	西ノ島コミュニティ図書館	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷67-8	08514-2-2422 08514-2-2423
	39	隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17-1	08512-2-2341 08512-2-9198

9 県内公民館等一覧

令和3年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	松江市	城東公民館	690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2		城北公民館	690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3		城西公民館	690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4		白潟公民館	690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5		朝日公民館	690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6		雑賀公民館	690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7		津田公民館	690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8		古志原公民館	690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9		川津公民館	690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10		朝酌公民館	690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11		法吉公民館	690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12		竹矢公民館	690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13		乃木公民館	690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14		忌部公民館	690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15		大庭公民館	690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16		生馬公民館	690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17		持田公民館	690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18		古江公民館	690-0122	松江市西浜佐陀町288-1	0852-36-8054	(36-6116)
19		本庄公民館	690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20		大野公民館	690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21		秋鹿公民館	690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22		鹿島公民館	690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	0852-55-5716	(55-5718)
23		島根公民館	690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
24		美保関公民館	690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
25		八雲公民館	690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
26		玉湯公民館	699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
27		宍道公民館	699-0401	松江市宍道町宍道885-3	0852-66-0811	(66-0303)
28		八束公民館	690-1404	松江市八束町波入2060	0852-76-3663	(76-3669)
29		東出雲公民館	699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
30	安来市	安来中央交流センター	692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-0755)
31		十神交流センター			0854-23-0755	( 同左 )
32		社日交流センター			0854-23-2048	( 同左 )
33		島田交流センター			0854-23-2891	( 同左 )
34		宇賀荘交流センター			0854-23-0721	( 同左 )
35		大塚交流センター			0854-27-0328	( 同左 )
36		吉田交流センター			0854-27-0325	( 同左 )
37		能義交流センター			0854-23-0764	( 同左 )
38		飯梨交流センター			0854-28-8346	( 同左 )
39		荒島交流センター			0854-28-6783	( 同左 )
40		赤江交流センター			0854-28-8982	( 同左 )

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
安来市	広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	( 同左 )
	広瀬交流センター				
	布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	( 同左 )
	宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	( 同左 )
	比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	( 同左 )
	東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	( 同左 )
	山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	( 同左 )
	下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	( 同左 )
	西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	( 同左 )
	奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	( 同左 )
	菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	( 同左 )
	伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
	安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
	母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
	井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
	赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
出雲市	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(24-1706)
	大津コミュニティセンター	693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
	塩冶コミュニティセンター	693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
	古志コミュニティセンター	693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
	高松コミュニティセンター	693-0052	出雲市松寄下町761-1	0853-21-0671	(21-0682)
	四絡コミュニティセンター	693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369	(21-0370)
	高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
	川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
	鳶巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
	上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
	稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
	朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
	乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
	神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
	神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
	長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
	平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
	灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
	国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
	西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
	鱒淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
	久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
	檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
	東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
北浜コミュニティセンター	691-0041	出雲市小津町1319-19	0853-66-0002	(66-0016)	
佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)	

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
83	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
84	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
85	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
86	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
87	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
88	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
89	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
90	遙基コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遙基359-2	0853-53-5529	(53-5548)
91	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇籠338-3	0853-54-5443	(54-5446)
92	鶉鷺コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鷺浦1045-1	0853-53-5635	(53-5644)
93	莊原コミュニティセンター	699-0502	出雲市斐川町莊原3835	0853-72-4600	(72-4602)
94	出西コミュニティセンター	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
95	阿宮コミュニティセンター	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
96	伊波野コミュニティセンター	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
97	直江コミュニティセンター	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
98	久木コミュニティセンター	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
99	出東コミュニティセンター	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
100	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
101	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分235-1	0854-43-2709	(同左)
102	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
103	佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
104	阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
105	久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野30-4	0854-47-0040	(同左)
106	海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
107	塩田交流センター	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
108	加茂交流センター	699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
109	八日市交流センター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
110	三新塔交流センター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
111	新市交流センター	699-1334	雲南市木次町新市379番地	0854-42-5110	(同左)
112	下熊谷交流センター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
113	斐伊交流センター	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
114	日登交流センター	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
115	西日登交流センター	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
116	温泉交流センター	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
117	三刀屋交流センター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
118	一宮交流センター	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(47-7211)
119	鍋山交流センター	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
120	飯石交流センター	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
121	中野交流センター	690-2523	雲南市三刀屋町中野375-2	0854-45-2795	(同左)
122	吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(74-0232)
123	民谷交流センター	690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
124	田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
125	掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2151-1	0854-62-0189	(同左)
126	多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
雲南市	127	松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-18	0854-62-0411	( 同左 )
	128	波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	( 同左 )
	129	入間交流センター	690-2702	雲南市掛合町入間498-5	0854-62-0403	(62-0409)
奥出雲町	130	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	( 同左 )
	131	三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
	132	亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	( 同左 )
	133	阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	( 同左 )
	134	三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	( 同左 )
	135	鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	( 同左 )
	136	横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	( 同左 )
	137	八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	( 同左 )
	138	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	( 同左 )
飯南町	139	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2212-3	0854-72-0980	(72-1778)
	140	志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
	141	赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
	142	来島公民館	690-3401	飯南町野萱300-1	0854-76-2393	(76-2845)
	143	谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	( 同左 )
浜田市	144	浜田まちづくりセンター	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	( 同左 )
	145	石見まちづくりセンター	697-0024	浜田市黒川町131-2	0855-22-1380	( 同左 )
	146	長浜まちづくりセンター	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	( 同左 )
	147	周布まちづくりセンター	697-1321	浜田市周布町1374	0855-27-0058	( 同左 )
	148	美川まちづくりセンター	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	( 同左 )
	149	大麻まちづくりセンター	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	( 同左 )
	150	国府まちづくりセンター	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	( 同左 )
	151	雲城まちづくりセンター	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	( 同左 )
	152	今福まちづくりセンター	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	( 同左 )
	153	波佐まちづくりセンター	697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	( 同左 )
	154	小国まちづくりセンター	697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	( 同左 )
	155	久佐まちづくりセンター	697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	( 同左 )
	156	美又まちづくりセンター	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	( 同左 )
	157	今市まちづくりセンター	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
	158	木田まちづくりセンター	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	(45-1135)
	159	和田まちづくりセンター	697-0424	浜田市旭町和田1284	0855-45-1918	(45-0263)
	160	都川まちづくりセンター	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	( 同左 )
	161	市木まちづくりセンター	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	( 同左 )
	162	杵束まちづくりセンター	697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	( 同左 )
	163	安城まちづくりセンター	697-1211	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
	164	三隅まちづくりセンター	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)
	165	三保まちづくりセンター	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)
	166	岡見まちづくりセンター	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)
	167	井野まちづくりセンター	699-3301	浜田市三隅町井野1816-2	0855-34-0007	(34-0038)
	168	黒沢まちづくりセンター	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)
	169	白砂まちづくりセンター	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
浜田市	石見まちづくりセンター宇津井分館	★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
	石見まちづくりセンター細谷分館	★	697-0013	浜田市三階町2130-1	0855-22-7531	( 同左 )
	石見まちづくりセンター長見分館	★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
	石見まちづくりセンター佐野分館	★	697-0311	浜田市佐野町437-1	0855-42-0689	(42-1995)
	石見まちづくりセンター後野分館	★	697-0011	浜田市後野町779-2	0855-23-2419	(23-4239)
	美川まちづくりセンター東分館	★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
	美川まちづくりセンター西分館	★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
	国府まちづくりセンター宇野分館	★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	(28-2669)
	国府まちづくりセンター有福分館	★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	( 同左 )
大田市	中央公民館		694-0064	大田市大田町大田140-2	0854-82-6630	(82-9952)
	東部公民館		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	( 同左 )
	西部公民館		694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	(84-8122)
	三瓶公民館		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	( 同左 )
	高山公民館		694-0304	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	( 同左 )
	温泉津公民館		699-2511	大田市温泉津町小浜486	0855-65-3696	(65-3114)
	仁摩公民館		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	( 同左 )
	大田まちづくりセンター		694-0064	大田市大田町大田140-2	0854-82-6240	(82-9952)
	川合まちづくりセンター		694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	( 同左 )
	久利まちづくりセンター		694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	( 同左 )
	大屋まちづくりセンター		694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	( 同左 )
	朝山まちづくりセンター		699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	( 同左 )
	富山まちづくりセンター		699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	( 同左 )
	波根まちづくりセンター		699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	( 同左 )
	久手まちづくりセンター		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	( 同左 )
	鳥井まちづくりセンター		694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	( 同左 )
	長久まちづくりセンター		694-0041	大田市長久町長久4612-1	0854-82-5571	( 同左 )
	静間まちづくりセンター		694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	( 同左 )
	五十猛まちづくりセンター		694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	( 同左 )
	池田まちづくりセンター		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	( 同左 )
	志学まちづくりセンター		694-0222	大田市三瓶町志学4869-1	0854-83-2167	( 同左 )
	北三瓶まちづくりセンター		694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	( 同左 )
	大森まちづくりセンター		694-0305	大田市大森町490	0854-89-0330	(89-0164)
	水上まちづくりセンター		694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	( 同左 )
祖式まちづくりセンター		694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	( 同左 )	
大代まちづくりセンター		694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	( 同左 )	
温泉津まちづくりセンター		699-2511	大田市温泉津町小浜486	0855-65-1522	( 同左 )	
湯里まちづくりセンター		699-2502	大田市温泉津町湯里1655	0855-65-3038	( 同左 )	
福波まちづくりセンター		699-2514	大田市温泉津町福光467-1	0855-65-2941	( 同左 )	
井田まちづくりセンター		699-2507	大田市温泉津町井田255	0855-66-0711	( 同左 )	
仁万まちづくりセンター		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	( 同左 )	
宅野まちづくりセンター		699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	( 同左 )	
大国まちづくりセンター		699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	( 同左 )	
馬路まちづくりセンター		699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	( 同左 )	
北三瓶まちづくりセンター多根分館	★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	( 同左 )	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先		
					電話番号	(FAX)	
214	江津市	波積地域コミュニティ交流センター	699-2833	江津市波積町本郷325-1	0855-55-0001	(同左)	
215		黒松地域コミュニティ交流センター	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)	
216		都治地域コミュニティ交流センター	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)	
217		浅利地域コミュニティ交流センター	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)	
218		松平地域コミュニティ交流センター	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)	
219		渡津地域コミュニティ交流センター	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)	
220		郷田地域コミュニティ交流センター	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)	
221		嘉久志地域コミュニティ交流センター	695-0016	江津市嘉久志町1503	0855-52-0436	(同左)	
222		和木地域コミュニティ交流センター	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)	
223		都野津地域コミュニティ交流センター	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)	
224		二宮地域コミュニティ交流センター	695-0024	江津市二宮町神主171	0855-53-1665	(同左)	
225		跡市地域コミュニティ交流センター	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)	
226		敬川地域コミュニティ交流センター	699-3162	江津市敬川町1716-5	0855-53-1958	(同左)	
227		波子地域コミュニティ交流センター	699-3161	江津市波子町1272-4	0855-53-1902	(同左)	
228		有福温泉地域コミュニティ交流センター	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)	
229		長谷地域コミュニティ交流センター	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)	
230		市山地域コミュニティ交流センター	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)	
231		川戸地域コミュニティ交流センター	699-4226	江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0026	(同左)	
232		谷住郷地域コミュニティ交流センター	699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)	
233		川越地域コミュニティ交流センター	699-4505	江津市桜江町坂本2025	0855-93-0825	(同左)	
234	川本町	川本中央公民館	696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)	
235		三原まちづくりセンター	696-1225	川本町南佐木236-2	0855-74-8410	(74-8410)	
236		川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)	
237	美郷町	沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)	
238		君谷公民館	696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)	
239		別府公民館	696-1131	美郷町別府50-2	(0855-75-0006)	(74-6110)	
		※別府公民館職員は、悠花の郷やなしおに常駐しているため、連絡先電話番号とFAX番号は悠花の郷やなしおのもの					
240		都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)	
		※都賀公民館職員は、美郷町役場大和事務所に常駐しているため、連絡先電話番号とFAX番号は大和事務所のもの					
241		比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)	
242		吾郷公民館	699-4625	美郷町築瀬178	0855-74-2166	(74-2167)	
243		粕淵公民館	699-4621	美郷町粕淵92-10	0855-74-2277	(74-2278)	
244		都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)	
245	都賀行公民館潮分館	★696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)		
246	邑南町	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)	
247		口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)	
248		田所公民館	696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)	
249		出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)	
250		高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)	
251		布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)	
252		市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)	
253		矢上公民館	696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)	
254		中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)	
255		井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)	
256	日貫公民館	699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)		

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
邑南町	日和公民館		696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
	阿須那公民館雪田分館	★	696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	
	阿須那公民館戸河内分館	★	696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
	阿須那公民館阿須那分館	★	696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
	口羽公民館上口羽分館	★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
日和公民館日和分館	★	696-0104	邑南町日和2580-2			
益田市	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-2	0856-27-0001	(同左)
	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
	真砂公民館		698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
	西益田公民館		699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町4146	0856-29-0031	(同左)
	小野公民館		699-3763	益田市戸田町4501	0856-28-0001	(同左)
	中西公民館		698-2141	益田市白上町4743-2	0856-28-0501	(同左)
	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-1	0856-52-2540	(52-2193)
	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
	二川公民館		698-0202	益田市美都町宇津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)	
匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川4327	0856-56-0910	(56-0912)	
道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)	
津和野町	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	(72-2069)
	津和野公民館					
	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	(同左)
	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	(同左)
	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	(同左)
	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原169-1	0856-74-0302	(74-0127)
	日原公民館					
	滝元枕瀬公民館		699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	(同左)
	池河公民館		699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	(同左)
	左鍔公民館		699-5202	津和野町左鍔905	0856-76-0345	(同左)
	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40-2	0856-74-0711	(同左)
	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
301	吉賀町	中央公民館	699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
302		六日市公民館			0856-77-0078	( 同左 )
303		柿木公民館	699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
304		蔵木公民館	699-5504	吉賀町蔵木94-1	0856-77-1124	( 同左 )
305		朝倉公民館	699-5523	吉賀町朝倉2160	0856-78-0993	( 同左 )
306		七日市公民館	699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	( 同左 )
307	海士町	海士町中央公民館	684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
308	西ノ島町	西ノ島町立中央公民館	684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
309		西ノ島町立黒木公民館	684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
310	知夫村	知夫村公民館	684-0102	知夫村1053-1	08514-8-2301	(8-2302)
311	隠岐の島町	隠岐の島町中央公民館	685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-0815)
312		布施公民館	685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
313		五箇公民館	685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
314		都万公民館	685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター（CC）、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含むものである。

#### 市町村別公民館等数【類型別】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地域の交流C	地区	分館
松江市	29		29						
安来市	27	3			24				
出雲市	43			43					
雲南市	30				30				
奥出雲町	9		9						
飯南町	5		5						
浜田市	35					26			9
大田市	35	7				27			1
江津市	20						20		
川本町	3	1	1			1			
美郷町	9		8						1
邑南町	22		12						10
益田市	21		21						
津和野町	12	2	10						
吉賀町	6	1	5						
海士町	1	1							
西ノ島町	2	1	1						
知夫村	1	1							
隠岐の島町	4	1	3						
	<b>314</b>	18	104	43	54	54	20	0	21
					<b>293</b>				<b>21</b>

# 10 令和3年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	住所	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	〒690-8540 松江市末次町86	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課社会教育係	〒692-8686 安来市安来町878-2	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
	安来市教育委員会 教育総務課総務係	〒692-0404 安来市広瀬町広瀬703	TEL: 0854-23-3234 FAX: 0854-23-3283 e-mail: kyoiuku@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6909 FAX: 0853-21-6192 e-mail: kyoiuku-seisaku@city.izumo.lg.jp
	出雲市 市民文化部市民活動支援課 生涯学習係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6299 e-mail: gakushu@city.izumo.lg.jp
	出雲市総合政策部 自治振興課 コミュニティセンター係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6951 FAX: 0853-21-6599 e-mail: jichi@city.izumo.shimane.lg.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1079 e-mail: shakai-kyoiuku@city.unnan.shimane.jp
	政策企画部 地域振興課	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1	TEL: 0854-40-1013 FAX: 0854-40-1019 e-mail: chikishinkou@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課地域学習推進G	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037	TEL: 0854-52-2672 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyoiuku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880	TEL: 0854-76-3944 FAX: 0854-76-3945 e-mail: i-kyoiuku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 地域学校連携係	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL: 0855-25-9710 FAX: 0855-22-5090 e-mail: gakkou@city.hamada.lg.jp
	浜田市 地域政策部 まちづくり社会教育課	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL: 0855-25-9204 FAX: 0855-23-1866 e-mail: manabi@city.hamada.lg.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒694-0064 大田市大田町大田口1111	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-syakyou@city.ohda.lg.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒690-8501 江津市江津町1525	TEL: 0855-52-7496(直通) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyoiku@city.gotsu.lg.jp
	江津市地域振興課 地域振興係	〒690-8501 江津市江津町1525	TEL: 0855-52-7926(直通) FAX: 0855-52-1380 e-mail: ueda-koji@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: koji-kasaoka@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyoiuku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	〒696-0317 邑智郡邑南町淀原153-1	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 協働のひとづくり推進課	〒698-0033 益田市元町11-26 (市民学習センター内)	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyoiuku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育係	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 共育課地域共育係	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: kyoiuku@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-38	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyoiuku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	〒684-0100 隠岐郡知夫村1053-1	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: kyoiuku@vill.chibu.lg.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課社会教育係	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyoiuku-syakyou@town.okinoshima.shimane.jp

※令和3年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

## 1 1 島根県教育庁社会教育課 所掌事務

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427

FAX 0852-22-6218

URL: <https://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

E-mail: [shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp](mailto:shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp)

令和3年4月1日

### 所 掌 事 務

1. 社会教育に関する指導及び助言に関すること。
2. 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
3. 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
4. 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く。)に関すること。
5. 青少年の芸術及び文化の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
6. 公民館、図書館(学校の図書館を除く。)その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く。)に関すること。
7. 県立生涯学習推進施設に関すること。
8. 県立図書館に関すること。
9. 県立青少年社会教育施設に関すること。
10. 地域を担う人づくりに資する「教育魅力化」に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
11. 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。